

第四節 近世後期の出石

1 文政の改革と仙石騒動

寛政ごろはまだ余裕があつた藩財政 出石入封以来の一八世紀初頭から、仙石家は経常収支において赤字が恒常的であつて、なかば継続的に上げ米を実施してきたことについては前に述べた。一九世紀に入ると、これがいつそう深刻化し、ついには仙石家の存立を揺るがす事件にまで発展する。

しかし一八世紀末の寛政年間ごろはまだかなり余裕があつたらしく、豊岡商人鳥井忠左衛門は、「公私の日記」一七九五年（寛政七）一月二九日の条に、次のように記している。

「出石御城主仙石越前守様、当時御勝手向きともよろしく金銀など沢山に出来なまさんる模様にて、諸々当地までも皆々諸商人へ御貸し付け成られ候、もつとも御宿に諸事穀物等御買い成られ候故出石町人分のもの迄も一統悪敷あくしき申し候、御領分百姓向むかきも御取稼とりかせぎ強しと申し候、但し御物主の家老仙石内蔵介様と申すを皆々憎み候事」

仙石内蔵介（允）とは久賢を指し、一七七七年（安永六）に父仙石伊織久敬が死んだ後、相続と同時に年寄に任



写真 305
仙石久道の信任はあつかった。このころ
(町立史料館蔵)

せられ父の跡を繼いで勝手方担当を命じられた。以来、仙石家の財政を担当して藩主久道の信任はあつかった。このころ藩主久道の信任はあつかった。このころ

を続けていた。知行取りが受け取る禄米総額は九〇〇〇石ほどであつたから、その九分の一に当たる。わずかに仙石久行が入部の一七八一年(天明元)と、仙石久道が入部した一七九一年(寛政三)に限って、これが用捨てられている。そして一七九一年には家中に節儉条令を発している。幕府の寛政の改革にならつたのだろう。こうして仙石久賢は藩財政健全化に鋭意努力していることが、史料に表れているのであるが、更に積極的な財政運用をも展開していたことが鳥井日記の記事となっているのである。一つは貸し付けによる利息かせぎ、一つは諸事穀物の投機買いである。後者に関しては商人たちと競合するところがあるので、出石町人までも不満をかこっていたのであった。貸し付けに関してはその一方で盛んに豪農・商から借り入れを受けている。例えば森尾村の平尾源太夫家である。同家の「宝暦十四年先納御用帳」を整理してみると、同年以降年々平尾家が藩へ先納、つまり融資した額の年平均は次のようになっていた。

期間

元銀 利息

一七六八～七七(明和五～安永六)	一〇か年平均	三五貫二九〇匁	三貫五八七匁七分
一七八二～八六(天明二～六)	五か年平均	二三四貫〇六〇匁	一四貫八七一匁一分二厘

天明二～六年からは際立つて融資額が多くなっているが、その額を実感するために、当時の五か年平均銀

納米値段七五匁六分で除して米に換算してみると、元銀は三〇九六石余、利息は一九六石七斗余に相当する。ほかの御用達からも融資を受けていたであろうから、藩は年々相当な額の融通資金を領内から調達していたと推定できよう。その利率をみると、天明二・六年の場合、五か月までが六パーセント、六か月が七・二パーセントとなっている。貸し付け

はこれより高い利率であつただろうから、藩はいわゆる「利ざや」稼ぎをしていたと想像できよう。

借入金を受けずには過ごせないような財政の体質でありながら、貸し付けによる利息収入を図るというテクニックを要する財政運営ぶりである。ともあれ、このようなことができたということは、財政にまだ余裕があつたからだといえる。この余裕は仙石久賢の努力によるのであろう。そして『仙石家譜』一七九七年（寛政九）一月一五日の条に、「是まで家臣らが禄秩のうち借り米せしを来年より差し戻し、来一か年本知を遣わすべし」とあり、他史料とも照合してみると、一七九八年から上げ米が行われなくなっている。またこの年から、知行取りらは地方知行になつたことについては前に述べた。

大老となる これら上げ米停止、地方知行移行などの政策は、仙石久賢が実質的な筆頭家老つまり大老と家筋 しての職権をもって主導したことであろうと思われる。それを証明するために、少々煩雑ではあるが、仙石家の家老陣を構成する家の系譜と当時の家老構成をみておきたい。



写真 306 仙石内蔵允久賢墓
(経王寺)

第4節 近世後期の出石

表 97 仙石家大老・大老席の在職年

家	姓 名	職 名	在 職 年
仙石式部家	仙石左兵衛政友	大老上席	1719~45 (享保 4~延享 2)
	〃 勘解由久次	大 老	1745~52 (延享 2~宝暦 2)
	〃 式部久成	大 老 格	1752~61 (宝暦 2~宝暦 11)
	〃 三次久長	大 老 席	1765~67 (明和 2~明和 4)
		大 老	1767~98 (明和 4~寛政 10)
		大老上席	1798~1815 (寛政 10~文化 12)
	〃 左京久寿	大老本席	1815~21 (文化 12~文政 4)
		大 老	1821~25 (文政 4~文政 8)
		大老上席	1825~35 (文政 8~天保 6)
荒木家	荒木帶刀恒重	大 老	1664~1709 (寛文 4~宝永 6)
	〃 玄蕃恒則	大 老	1709~32 (宝永 6~享保 17)
	〃 帶刀恒道	大 老	1737~67 (元文 2~明和 4)
	〃 玄蕃恒載	大 老	1767~69 (明和 4~明和 6)
	〃 玄蕃恒敬	大 老 席	1770~72 (明和 7~明和 9)
	〃 賴母恒徳	大 老	1772~77 (明和 9~安永 6)
	〃 賴母恒直	大 老 席	1787~89 (天明 7~寛政元)
		大老本席	1797~1805 (寛政 9~文化 2)
	〃 玄蕃恒邦	大 老 席	1805~17 (文化 2~文化 14)
			1839~41 (天保 10~天保 12)
仙石主計家	仙石伊織久敬	大 老 席	1757~75 (宝暦 7~安永 4)
		大 老	1775~77 (安永 4~安永 6)
	〃 内蔵允久賢	大 老 席	1802~08 (享和 2~文化 5)

史料：式部家・主計家は系図（町立史料館蔵）。

荒木家は「荒木家由緒書」（吉祥寺管理）。

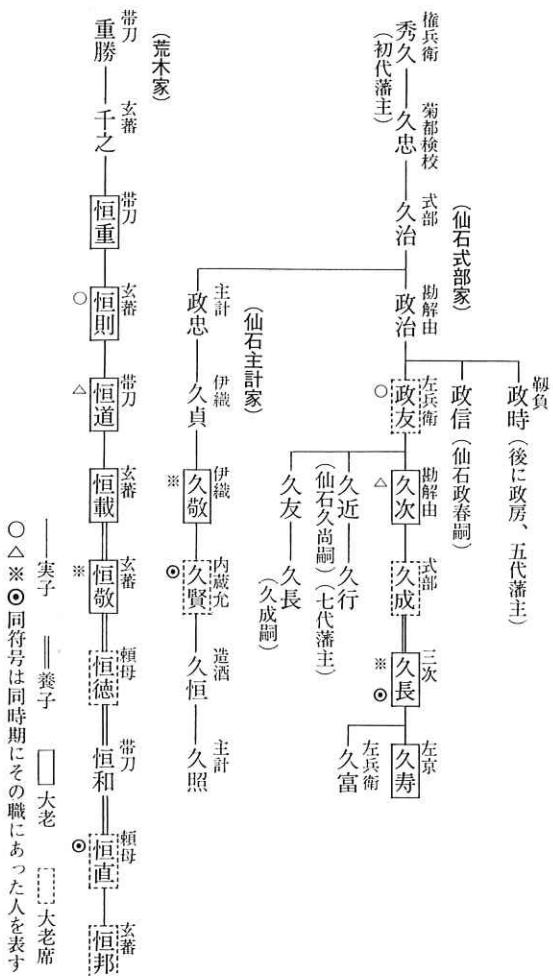
仙石家の家老は大老と年寄によって構成されていました。このうち大老が狹義の家老であつて仙石家では三家あつた。荒木家と仙石宗家の支族である仙石式部家と仙石主計家である。後者二家については一家創設者の名をとつて家の呼称とすることにした。うち最も高祿なのが荒木家で一

七〇〇石、そして表97で分かるように、大老としてはこの家が最も古く就任者の数も多い。しかし玄蕃恒戴（つねだい）（一七六九年～明和六年三月没）以後当主の天逝（よみがせ）が相次ぎ、養子を重ねたから大老席にとどまるようになつたのが仙石式部家である。前述したように仙石政房はこ代わって大老家の本命として重きをなすようになつたのが仙石式部家である。前述したように仙石政房はこ

の家から出て主家を継いだ。それからこの家の格は高まり、仙石政友以後石高は一五〇〇石と荒木家より少なかつたが、席次は荒木家の上座と定められた。仙石左京久寿はこの家の子孫である。

仙石主計家は仙石式部家の分家であって、二節「仙石出石藩の動静」の項で述べたような事情も重なつて不遇をかこち、ようやく伊織久敬の代から仙石支族として遇せられるようになつたから大老就任者の数は少ない。わずかに久敬が二年間補せられただけで大老席にとどまるを常例とした。しかしその子内蔵允久賢は

表 98 大老となる家筋三家の略系図



大老席であつても、その六年間は実質的に彼が大老としての職權を行使したと思われる。このころ仙石式部家の三次久長は大老を退いて大老上席であつたし、荒木家の頼母恒直は大老本席ではあつても久賢より二〇歳も若かった。したがつて寛政年間の重要施策は久賢が主導したと推定するのである。この功績によつて同家は加恩される。一八〇八年（文化五）一月に久賢は死ぬが、嫡子造酒みき久恒が相続するに当たつて二〇〇石増し一二〇〇石とされる。

**文政初年に六
万両の借金** 仙石造酒久恒は一八〇四年（文化元）に年寄に任せられ、翌々年には勝手方がかりを命じられて父久賢を助ける。久賢の死後も勝手方を担当する。その後に藩は思いがけぬ出費に悩

まさることになる。

一八一一年（文化八）二月一日に発生した江戸の大火に、藩邸の中屋敷がまず類焼し、日暮れには上屋敷が土蔵までもくるめてそつくり焼けてしまつたのである。余談になるが、仙石家江戸屋敷のことが出てきたので、それぞれの所在地・面積をここに記しておこう。『御用部屋日記』一八二四年八月の条に所載。

上屋敷 拝領地 西久保 九九三一坪五合

中屋敷 拝領地 飯倉二丁目 四八〇坪

抱屋敷 預かり地 年貢地 飯倉二丁目（地続き） 一六坪四合

下屋敷 拝領地 渋谷 一万一八九二坪

抱屋敷 年貢地 下総国大和田 一万三二七〇坪 但し日本橋より行程八里

抱屋敷 年貢地 下総国大和田 七万九三八一坪 但し平山にて木立に候



写真 307 仙石忠俊墓所がある本陽寺(上田市)

抱屋敷 年貢地

一万〇三六一坪 但し平山木立抱地右と一所

右大和田抱地は仙寿院殿芸州より入興の砌、化粧料として持参の由

仙寿院殿とは家督を継ぐことなく没した仙石忠俊の妻である。安芸・広島藩主浅野光晟(みつねあきら)(四二万石)の娘であ

った。なお中屋敷は麻布白銀(鷺の森)の地に、拝領地九七七坪とそれに続く年貢地七七八坪を擁していたが、小姓組阿部周防守組伊勢平蔵の屋敷地飯倉二丁目の四七〇坪との交換を願い出、一七五一年(宝暦元)一月一九日に許可された。同時に年貢地は放棄したのだろう。

この類焼のためしばらく中断していた上げ米を実施する。規模は分からぬ。ところが四月二五日、下屋

敷周辺の町にまた火災が発生した。下屋敷は別条なかつたけれども、ここへ出仕するために周辺に移り借家していた家臣の多くが類焼の憂き目に遭つた。領民らは銀六〇貫をあつめ、見舞いとして藩へ献上した。

一八一四年(文化二二)一〇月には仙石越前守久道が隠居し、美濃守政美(まさみ)が襲封した。久道は一月には出石へ帰り、しばらくは対面所を居所とするが、城内二の丸西の郭に隠居所を建てることにし、一二月一日に普請用がかり役人名を発令、翌年五月一五日に完成し、久道は同月二六日に入居する。以後この屋敷は西御殿と称されることになった。間もなく六月一五日には政美が入部する。入部にはたくさん費用がかさむものである。後に述べるがこの年の支出額は際立つて多い。

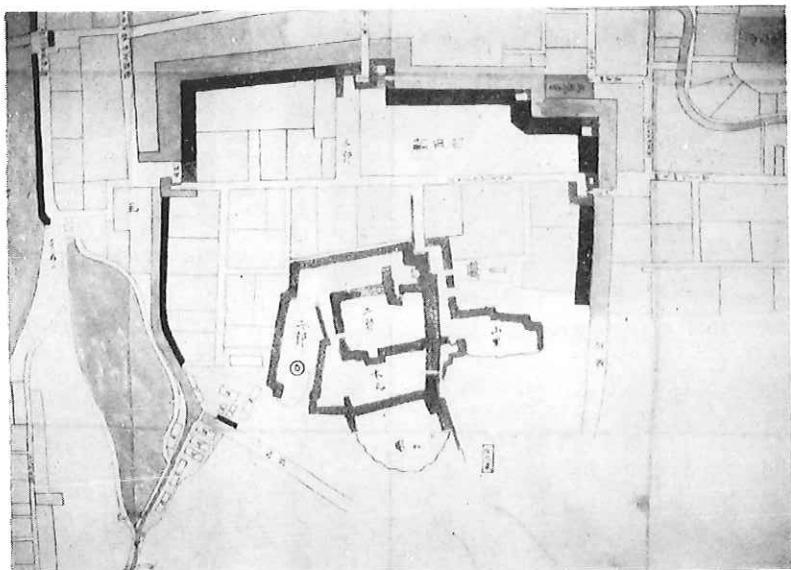


写真 308 出石城下町割り絵図（◎印は西の郭・方位は上が北）

更に同年末には上野本坊(寛永寺)普請の手伝いを命じられる。七四一両余を負担せよといふのであった。一八一六年(文化一三)四月には初年度分二三〇〇両を上納した。経常費ではとて、い調達できる金額ではなかった。藩は五月一日に大庄屋・名主らを城内に集め、御用銀五〇〇貫の調達を依頼した。その割合は出石町方六〇貫、郡中村々が四四〇貫であった。同年九月には政美の婚姻の儀が整い、結婚費用がまたかなり費えたことであらう。

多額の臨時支出を余儀なくされる度に借銀に頼り、いつしかそれは莫大な額になっていた。勘定所に出仕して借銀の額をつぶさに見聞していた重田甚五兵衛は、一八一九年（文政二）一一月一七日夜弘道館講師桜井良藏宅を訪れたとき、ひそかにその模様を語った。「上の負債は大坂に三万両、江戸一万両、そのほか領内及びその

近辺に二万両、合わせて六万両あり、利息は年々六〇〇〇両要す。」という。驚いて良藏はその日の日記に大きなため息をついて記しているところをみると、この借銀はその近年になつて生じたものであることが分かろう。

不換紙幣の発行と それだけに銀札は引き替え準備銀の限度を超えて発行されていたに違いない。なお増発
産物会所の創設 を統ければたちまち引き替え不能となるはずである。しかし当座の融通資金が欲しい。
そして創造されたのが不換紙幣の発行であった。

『御用部屋日記』一八一九年（文政二）一二月一九日の条に、「近年打ち続き豊作であるから米がさばきき
れず、下分差し支えの趣もあると聞いている。この機会に村高に応じ凶年の手當に米穀を貯えること、急な
ことでその手当銀のない村もあるうから、願い出たならば銀札同様通用の銀札切手を貸し与える」と前書し、
発行条件を次のように示している。

一、村高百石に付き拾石ずつの積もりをもつて米を貯えおくこと。
一、諸上納に際し銀札同様相納めること。

一、この切手は札場で正銀と引き替えることはできない。辰年（文政三）から七年目に正銀札に引き替える。
一、この切手を押借した村は年四朱（四ペーセント）の利息を付け、七か年賦で元銀を返済すること。

以上であった。銀目高は初め一〇〇匁・五〇匁・三〇匁・二〇匁・一五匁の五種類であったが、高額過ぎて
小商売に使いにくいということで、翌年三月に七匁・三匁・一匁五分・六分・四分の五種類が追加された。
前年の正月に一〇町の行事たちが、「近來現銀相減じ、懸（掛け）商い多に相成り、代銀不手廻りに相成り候

故仕入方も差しつかえに相成」つたので、懸け買いを少なくするための一〇町商人仲間申し合わせ措置を支持して欲しい旨の上申書を提出し、現銀払底を訴えている。こんなときであつたから、貨幣量の増加はその要望にこたえるものでもあつた。しかし不換紙幣であるから正銀札に統一される七年後までに、準備銀蓄積という財政措置を講じておかなければならぬ。藩は新たな課題を背負い込んだわけである。なお四朱の利銀は二年後には「御用捨」となる。

後に述べるような理由のもとに、不換紙幣の発行と関係があつたのだろう。「岡本家雑集」(『但馬史料』第三五卷所収、宗鏡寺文書)の一八一九年(文政二)の条に、「産物会所始ル」と記されている。そして平尾源太夫家文書『文化十一年諸事文言控』の中に、森尾村平尾源太夫、養父郡伊豆村小野山善太郎、出石米屋上田吉郎右衛門、同米屋六兵衛、同鍋屋(福富)惣兵衛、同鍋屋井崎六郎兵衛、同鍋屋福富八兵衛、養父郡小城村長嶋善右衛門、同郡高柳村重左衛門、同郡藏垣村武右衛門の一〇人が一八二〇年(文政三)一〇月二三日に、「産物方用判(印鑑)」と「産物方用押切判」をつくって藩役所へ手渡したことを記している。出石と養父郡の者たちで占められているところをみると、産物会所は最初から生糸の集荷を意図して設立されたように考えられる。出石藩領内では善父郡がもっとも養蚕が盛んな地域であつたし、前掲の伊豆村小野山善太郎と高柳村重左衛門の父作左衛門は、後述のように、一八二三年には生糸仲買

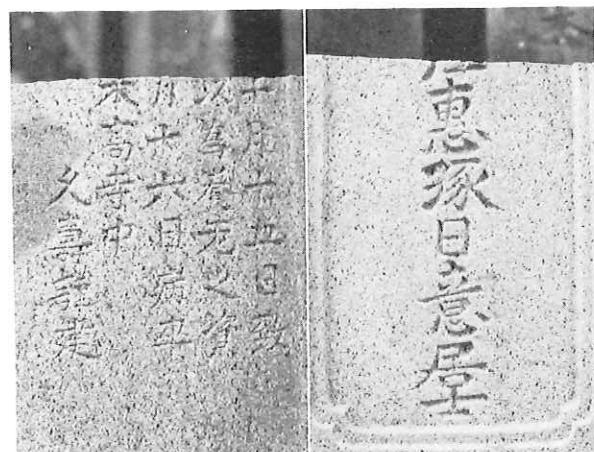


写真 309 産物会所跡(現但馬銀行出石支店)

人に鑑札を交付する鑑札行司に指名されている。有力な生糸仲買人であったからである。そして出石の者はちは会所に出役して運営を担当したらしい。一八二一年三月に豊岡町由利定平ら三人から借銀した証書に、債務者として名を連ねている福富八兵衛・井崎六郎兵衛・上田吉郎右衛門・平尾源太夫の肩書に、「出石町産物方出役」と記されているのである(前掲平尾源太夫家文書)。

生糸流通を藩権力の管理下に掌握することにより、その流通利潤の一部を吸収し、これを七年後には正銀札に統一しなければならない銀札切手引き当て準備銀に蓄積しようとの意図をもって、産物会所は設立されたと考える。このように銀札切手は産物会所との関連のもとに創始されたとみるのである。このことはやがて明確な仕法のかたちをもつて現れるので、それが産み出されるに至る経過を藩中枢部の動きとからめて見ていただきたい。以下、出石藩士については諱^{いみな}(実名)ではなく通称を用いることとする。

仙石左京大老就任 文政初期の出石藩財政をになっていたのは仙石造酒^{みつき}であった。ところが前述のように当時は六万両もの借金を負うほどに財政が悪化していた。ひそかに仙石造酒の財政運営を批判していたのは仙石左京である。彼は一八一五年(文化一二)一〇月、父仙石三次久長が大老上席を退いて隠居すると同時に一五〇〇石の家督を継ぎ、大老本席に任じられていた。彼は藩士知行借り上げ・役所機構改革等の施策をもつて窮乏財政克服を考えていたようである。この意見に藩主仙石政美も耳を傾け、一八二〇年(文政三)八月に仙石造酒を勝手方がかりから外して江戸詰めとし、代わって年寄岩田静馬を勝手方がかりに任じ、更に翌年四月、江戸から「奉札」をよこし、左京に大老本席のまま向こう三か年間勝手方がかり頭取に就任することを依頼した。そして左京が厳しい上げ米を実施することを支持した。この支持のもとに左京は



正面
仙石三次墓(左京建立のためか騒動後割られている。
本高寺)

写真 310

一八二一年(文政四)五月二九日に、同年七月から向こう三か年間、知行取りの最高一七〇〇石が六割、最低七〇石が三割一分、平均およそ四割二分の上げ米実施を公表した。これによつて年間およそ三八〇〇石が借り上げられることになる。切り米取り・扶持人も二・三割の上げ米率である。一七一年(宝永八)実施の半知の場合、知行取りの平均上げ米率がおよそ三割四分であったのだから、この度の上げ米率はそれより厳しい。

いよいよ実施段階の月に入つた七月、江戸から帰つて間もない二九日に政美は重臣たちを城中に召し、仙石左京を大老職に任ずる就任式を行つた。ここに至つて左京は大老と勝手方がかり頭取の地位を併せもつ権力者となつたのである。父祖伝來の勝手方がかりの地位を退けられた仙石造酒の胸中には、それこそ煮えたぎる思いがあつただろう。その反感をしり目に、左京は大老就任と同時に大幅な人事異動を発令し、役所機構の一部を変えた。才覚方は勝手方がかり年寄が仙石造酒から岩田静馬へと代わつた時に新設され、その地位は勘定奉行と取締との中間ということであつた。業務は裏勘定所に詰め、上納物ならびに御払い米・金銀出入り等を改めて勘定奉行に報告する。か

つ取締どもとも相談し、銀主（債権者）への返済交渉に当たることであった。初め二人をこれに充てていた。左京はその強化に当たって人数を倍加して四人とし、業務も拡大した。札場引き替えを才覚方の管理下に置いていたのである。更に同年一二月、取締頭取の権限を吸収させて名称も勘定吟味役と改めた。人員は三人とした。勘定吟味役は從来勘定奉行が執行してきた職務の多くをその管理下に占めるようになったので、この改革によつて専任の勘定奉行は置かず、郡奉行が兼帶することとした。

勘定吟味役に新知一〇〇石をもつて抜きされた一人が宇野甚助である。最初、彼の父宇野孫太夫（家禄四〇俵五人扶持）が才覚方に登用されていたが、仙石左京が勝手方がかり頭取に就任したとき、息子宇野甚助に代え、そして今度は新たに一家創設を許し、知行取りの列に加えて勘定奉行と同クラスの役職に据えたのであるから破格の抜きである。孫太夫の家督は後に末弟が継ぐ。それほど宇野甚助は仙石左京の信任が篤く、この後彼の片腕となつて財政運営に携わる。左京より四歳若かった。

仙石左京、財政再建 このころ銀札は引き替え停止寸前にあつた。ために銀札相場は下落し始めていた。急のための新政策発令 ぎ準備銀の導入を図らねばならない。そこで左京は一八二一年（文政四）八月札場引き替えを才覚方の管理下に置き、彼らをして大坂商人に対する大量の借銀交渉に当たらせたのである。ようやく一月になつて、大坂土佐堀一丁目にあつた出石藩蔵屋敷に出入りの御用達、鎌屋龍三郎・鎌屋六兵衛・笛屋勘左衛門・雜喉屋三郎左衛門・平野屋作兵衛・升屋平右衛門・嶋屋市五郎ら七人の交渉がまとまつた。彼らは五万両という多額の融資と銀札引き替え保証を承知したのである。代表格の大坂鎌屋龍三郎店へ銀札を持っていけば、正銀と引き替えてくれるようになつたのである。その保証として、出回つてゐる銀札に順



写真311 仙石半(左京)の書状

次七人の御用達らが加印することとなつた。

これの返済計画が仙石左京の政治の中核をなすものであった。このため役所機構の一部を改変して勘定吟味役を新設し、このもとに藩庫に出入りする現金、産物会所、銀札発行を統轄的に掌握させ、銀札信用維持と借銀返済を集中的に管理する体制を整えた。その上でいよいよ一八二二年(文政五)五月一五日、一連の新政策を発令した。それは次の三つに大きく分けることができる。(一)大坂借銀五万両の返済計画、(二)財政増収策、(三)諸経費の節約体制である。以下順を追つてその概要を述べておこう。

まず大坂借銀の返済計画である。これは当面領民に御用銀として肩代わりすることを承知させた。すなわち五月一六日に藩は領内の 大庄屋やおもな庄屋らを城中に呼び寄せ、五万両のうち四万両は村方から五か年賦で上納するよう依頼した。次いで一九日には町方の名主・庄屋らを召し寄せ、残り一万両のうえ三〇〇〇両を負担するよう要請する。その残り七〇〇〇両は家中の上げ米を充てることにした。五か年賦が翌年には六か年賦に延ばされ、実際にはもつと後までかかつたようで、一八二九年(文政一二)にも上納が続い

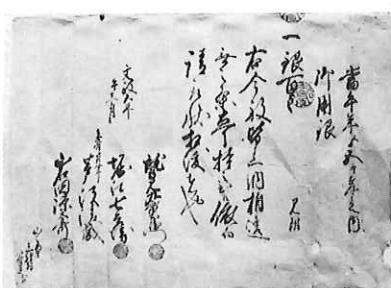


写真312 御用銀皆済請取書(川見義昭氏蔵)

てゐる（養父郡高柳村「御用帳」）。

諸商人問屋ならびに株持ち編成令は、（一）諸商人問屋ならびに株持ち編成令、（二）魚市場領内強制誘致令、（三）産物に株持ち編成令 会所仕法の三施策である。

諸商人問屋ならびに株持ち編成令とは、領内すべての商人は問屋として立つか、そうでない者は株仲間を組織すること、「一人立ち売買」は禁止するという令であった。つまり株仲間編成令である。これの狙いは二つ考えられる。一つは冥加銀の徴収、一つは豊岡行商人の閉め出しである。冥加銀の例から見ていく。

仲買株仰せ付けられ、冥加銀年に銀一枚ずつ上納たばこ問屋仲買三人

二〇株に仰せ付けられ、冥加銀年に銀一枚ずつ上納鍛治仲間共

たばこ問屋仰せ付けられ、冥加銀年に銀三枚ずつ上納たばこ問屋仁右衛門

油屋株一六株に仰せ付けられ、冥加銀年に銀三枚ずつ上納油屋仲間

（文政五年一〇月一七日認可『御用部屋日記』）

株仲間編成を登録して冥加銀を納める者はその代償として、「他所者直売り仕まつり候はば穏便に相対仕り差し留め申し候。万一その節違背仕まつり候はば御威光をもって御差し留め成し下され候様」（たばこ問屋仁右衛門）と願うのである。藩はこれを了承する。『御用部屋日記』に登載されていない株仲間もすいぶんあつたに違いない。養父郡宿南村の舟持ち二人が、一八二二年（文政五）六月に、舟二艘でもつて株仲間を構成し、年に銀一〇匁を冥加銀として上納する。よって同業者の出現を抑えられたいとの願書を提出しているが、『御用部屋日記』には記載がない。この例から推して外にも同様の例がかなりあつただろうと思う。

以上のように諸商人問屋ならびに株持ち編成令は、同業者数の増加を抑えることを『てこ』に、冥加銀を産み出す仕組みになっていた。この令の影響をもろに受けるのは豊岡の行商人たちであった。株仲間加入は出石領内の者しか許されない。豊岡商人らは「一人立ち売買」の者たちであるから、やがて出石領内に入つて行商することができなくなる。この令のもつ真の狙いはここにあったと考えられよう。豊岡行商人の中でも多かったのは魚売り業者で、当時二〇〇人余もいたという。彼らは豊岡市場に陸揚げされた魚を買い、出石藩領内にも行商して回っていたのである。その活動を止めたなら代わる業者を領内に育成しなければ、出石領民に対する魚の供給が途絶する。そこで抱き合わせに発令されたのが魚市場領内強制誘致令である。

魚市場領内

強制誘致令

この令は、出石藩領内美作郡（現城崎郡）の日本海沿岸村々が陸揚げした魚獲物は豊岡市場へは出さず、領内気多郡に新市場を設け、そこへ運び込むように命じたものである。豊岡領から出石領へ入つたすぐ近くに市場は設けたらよいよう命じているが、結局は出石宵田町につくられた。魚問屋の仲間は魚屋与吉郎・魚屋五左衛門・塩屋万兵衛・塩屋十兵衛・魚屋伝兵衛・桐野屋吉三郎・魚屋治郎平・米屋与七・桐野屋庄左衛門の九人で、与七と庄左衛門が惣代であった。運上は年間米一二石と定めて開設を申請し許可された。その月日は明確でないが、これによつていよいよ豊岡魚行商人閉め出しの条件は整つた。そして一八二二年（文政五）一二月一五日を限りに豊岡魚行商人の出石立ち入りを禁止する。ただし新設の出石魚市場へ魚を納入することは許すと発令する。この文面に、「御家中・町方とも荷売りハ差し留め候」と記してあるところから、行商対象地域は出石町を主としていたことが分かる。現銀収入の少ない農村部では川魚を捕つて食べ、海魚を購入することは余りなかつたのではないか。

豊岡魚商人らは困った。豊岡鳥井忠左衛門「公私の日記」によると、魚商人らは豊岡五町名主へ願書を出し、從来どおり行商できるよう執り成してほしいと願った。そこで五町名主会を開き、月番名主の名をもつて出石の月番名主へ右の願書の写しを送り、禁止令の撤回を求めるにした。それでも解決しない場合は藩役所へ願い出て交渉してもらうよう決めて散会したと、一二月一〇日の条に記している。もとより応じられるところではない。翌年春早々には由利九十郎が代表として度々出石へ交渉に来たが、前述のような出石藩の基本政策にかかる問題であるので、撤回されないままに推移した。ただし禁令施行は少し延びる。

産物会所仕

法

財政増収策の中で最も力点が置かれていたのは産物会所仕法で、と名付けてもよいだろう。その要点は次のようになっていた。

- 1、生糸は国産に指定し、鑑札持の仲買商人を通じて産物会所へ集荷する。
- 2、鑑札は仲買希望者へ交付する。鑑札商人たちは買い付け生糸は必ず産物会所へ持参する。そしてここへ売るか、それともその改めを受けた後に他領織物業者へ売り払うか、いずれかを選ぶこと。
- 3、農家は他国・他領者へ生糸を売ってはならぬ。必ず領内鑑札商人へ売るここと。もしこれに違背したなら



写真 313 鳥井家文書（豊岡市提供）

過料申し付ける。

4、庄屋は村々家別に糸高を調査し把数を報告すること。仲買仲間同志の売買であつてもその把数・荷数、は産物会所へ申告しなければならない。

5、生糸代金は正金・正銀・銀札のいずれが欲しいか。望みにまかせて支払う。なお銀一〇匁・五匁・一匁の三種の切手札を美含郡一日市村治郎兵衛・養父郡広谷村左衛門・出石郡森尾村源太夫名儀で発行する。正銀との引き替えは産物会所において行う。この切手札を年貢上納に用いてもよい。

いよいよ産物会所を中心とする生糸専売の仕組みは明確な仕法の形をもって姿を現した。当時、但馬で養蚕が最も盛んな地域は養父郡・氣多郡であったが、出石郡でも盛んで、出石町域内では出石川沿いの畑地を桑畑とした村々に多かつた。そして飼養と製糸はまだ未分化の状態にあって、養蚕農家は収穫した繭は糸に製して販売するを常としていた。仲買商人たちはその生糸を買い集めては主として丹後の機業地へ売り払つた。一方、かの地に成立していた糸問屋の中には、直接但馬へ入り込み生糸を買い集める者もいた。その場合、新規に養蚕を始めよう、あるいは規模を広げたいと願う農家、また日常生活費の前借りを望む農家へ、米や銀さらには日用品に至るまでの資金を前渡しにし、生産した繭・糸と引き換えに決済する方法をとつて、集荷量拡大に努めていた。出石藩はこの流通ルートに割り込み、領内生産の生糸はすべて産物会所を経由した後、丹後機業地へ送り込むようにさせたから、丹後生糸問屋の領内活動は排除され、領内農民の中には資金難に苦しむ者も出てきたろう。そこで産物会所に銀札同様通用の切手札すなわち産物札発行権を与え、集荷生糸を担保に産物札を貸し付けることをも行わせたのである。

その信用維持また運営のために、産物会所には領内の豪農・商らが御用達として加わっていた。このため産物会所は藩の重要な信用保証機関でもあった。藩が領外の商人から借銀した場合には、藩役人が押印した文書の後に、産物会所御用達らが連帶保証人として名を連ねている。一八二三年(文政六)の産物会所御用達らは、一八二〇年(文政三)一〇月に産物方用判を提出した者のうち出石井崎六郎兵衛と養父郡蔵垣村武右衛門が抜けた後、出石郡森尾村平尾源蔵・養父郡広谷村長沢庄左衛門・美含郡一日市村山田治郎兵衛が加わった一人であった。

翌年には養父郡高柳村重左衛門が抜け、氣多郡新村長沢太左衛門が加わる。産物会所産物札の発行名儀人は以上の人々のうちの、平尾源太夫・長沢庄左衛門・山田治郎兵衛の三人であった。産物会所の信用は領内豪農・商の財力に大きく依存していたのであった。

諸役所経費の節約体制 財政増収策とあわせて発令された諸役所経費の節約体制は次のとおりであった。予算生活の初步的実施である。

1、諸役所は毎月一か月分の予算を勘定奉行と相談して決める。
2、勘定奉行は勘定所に役所ごとの箱を置き、その中に年間経費見積もり額を一二で割った、つまり一か月分見積もり額の現銀を入れて置く。請求者が来たなら勘定奉行立ち会いのもとにそれぞれの箱から出して



写真314 産物札

支払う。この際請求者は必要事項を逐一帳面に記入しなければならない。月末には支払い総額を仙石左京へ報告する。

3、勘定所には役所ごとの予算控帳を備えて置き、これと支出状況とを常に照合し、予算より超過する役所があつたなら遠慮なく注意する。勝手方がかり年寄にもこの旨報告する。

4、支払い日は毎月一〇日・二〇日・二七日の三日間とする。ただし他国者で現銀を直ちに受け取りたい者があつたなら、そのような者に対しては定日以外でも支払う。

それまで諸役所に必要な筆・墨・紙などの消耗品、その他の購入品代金の支払いは諸役所に任せていた。それを改めて勘定所が一括して支払う制度に変えたのである。諸役所の予算づくりとその執行は勘定奉行・勘定吟味役の監督を受けることになった。現代の組織体では常識になつてゐる経理機構であるが、これに慣れていなかつた諸役所役人にとって、勘定所役人に財布の口を握られるようになつたこと自体、我慢がならなかつたことのようである。しかもそこには微禄から抜てきされた勘定吟味役が一枚加わっている。藩士たちの勘定所役人に対する風当たりは強くなつていつただろう。

改革のつま 藩士知行借り上げ、多額の御用銀、重商主義的財政増収策、諸役所経費の節減体制などの諸手続き
施策は、よく多面的に考慮された強力な領国支配策である。それだけに藩内外にわたつて一

拳に緊張関係を高めずにはいなかつた。その反動は早くも翌年には現れる。

魚市場領内強制誘致令をもつて新市場を設置し、魚問屋が出石に結成されたころ、津居山漁民と豊岡商人との間に漁具価格をめぐつて争論が起こり、久美浜代官所支配下にあつた津居山漁民も魚を豊岡市場へは揚



写真 315 円山川を上下した高瀬舟
(豊岡市 永川恭一氏提供)

復元
元高瀬舟・氏提供
豊岡市 永川恭一氏提供

圓山川を上下した高瀬舟は、もろん出石領分美含郡浜付き村々の漁民は苦労した。魚値段が上がってくる。米も上らなくなつて上流村々では品不足から次第に騰貴してきた。住民の不満は高まつてくる。ここで攻守所をかえ、今度は出石藩の方が井堰撤回を申し入れるところとなつた。そこで豊岡藩は魚行商人の出石入り込み復活と出石魚問屋廃止を条件に交渉に臨んだ。出石藩は魚問屋廃止は譲らなかつたが前者は呑んだので、七月二〇日(太陽暦換算八月二十五日)に妥結し、翌二一日出石藩は月番年寄仙石主計(造酒の長男)の名をもつて、豊岡商人たちの出石城下入り込み禁止令を解いた。皮肉にもその日の夜、一〇〇

げず、出石市場へ持ち込むようになつた。さきに勧誘に行つたところでもあつたから、出石藩にとつては思うつぼというところであつた。そして一八二三年(文政六)三月一〇日には、いよいよ豊岡魚行商人の出石領内における活動の全面的禁止令が施行された。

これに対抗して豊岡藩は一計を案じた。同年は春からひでりが続き、六月になると水不足が心配されるようになつた。そこで村方では立野あたりにあつた「はね崎井堰」を堰止めることを願い出た。藩は直ちにこれを許可し、更にこの工事に便乗して円山川をさかのぼつて出石へ行く魚積み舟を止めてしまおうと考えた。町方も村方もこの意図に気付いてこぞつて参加したから、七月四日には堰を築いてしまつた。その前から舟通行は全面的に止まつていた。炎天下を陸路魚を出石へ運ばねばならなくなつて、津居山漁民はもちろん出石領分美含郡浜付き村々の漁民は苦労した。魚値段が上がつてくる。米も上らなくなつて上流村々では品不足から次第に騰貴してきた。住民の不満は高まつてくる。ここ

日ぶりの大雨が降って井堰はわけなく切れてしまったといふ。

当然このようなことは予測できたであろうに、出石藩はどうして魚行商に関する領国支配策は貫徹しなかつたのだろうか。藩内外に高まる左京の改革路線に対する不満を利用して、仙石造酒派が搔きぶりをかけた結果によるのではないか。すなわち造酒派がこの件を左京引き降ろしの突破口に利用したとみるのである。

追い打ちをかけるように、八月二九日、上げ米中止令が公表された。予定では翌年七月までとなっていた。一年早い中止である。これによつて左京が勝手方がかり頭取の地位に留まる意味がなくなつた。九月一日の人事異動において、仙石左京・岩田静馬・仙石左兵衛（左京弟）が勝手方がかりを退き、荒木玄蕃・仙石造酒が同かかりとなる。同時に勘定吟味役が全員入れ替わつた。宇野甚助らは退任し、重田甚五兵衛・土肥兵右衛門・関口鶴助がこの役に就く。

仙石左京の 翌一八二四年（文政七）、仙石左京退陣が決定的となる事件が起ころる。前年末以来病氣がちで退陣

あつた藩主仙石政美は、参勤交代のため出発しなければならない日限が迫つてきても氣分がすぐれず、一度決定した日を五日延ばして三月一六日に出石をたつた。このころ全国的に麻疹はしゃが流行していた。弘道館講師桜井良藏の日記「東門日乗」に、「大塚甚太夫が来て語つたところによると、東海道中麻疹・風邪一般に流行し、一家あげてこの病にかかっている者がある。今度参勤お供の面々も過半が風邪氣味で、なかには麻疹にかかっている者も三〇五人はいた。足輕瀬太夫は風邪で死んだという。ことのほか難儀な道中であつた」と記してある。こんな中を病み上がりの身で旅行したものであるから、四月一六日に江戸に到着して間もなく政美は再び病の床に伏してしまつた。麻疹を拾つたのである。そして五月三日ついに不帰の

客となつた。政美には嗣子がなかつたから喪を伏せたまま急ぎ養子を決定しなければならない。その選定会議に臨むため、大老仙石左京は西御殿の前藩主仙石久道から急出府を命じられた。その旅

に左京は家中の疑惑を押し切り、息子小太郎を伴つて出た。たちまち波紋が起つ。特に仙石造酒の血縁者たちは脅威に近い感情でこの挙を見つめていたようである。造酒と彼の実弟年寄酒勾清兵衛・同用人原市郎右衛門らである。彼らは曾祖父仙石久貞が、仙石式部家（左京の家）から入つて宗家を継いだ仙石政房に、手痛い仕打ちを受けた故事を思い出していたに違ひない。大殿（隠居）久道も快く思つていなかつた。

江戸における仙石支族との選定会議の結果、養子は政美的末弟仙石雅次郎と決まつた。当時五歳で出石に居住していた、仙石久道が隠居後妾腹にもうけた子である。雅次郎は六月一九日に多くの家臣に守られ江戸へ向かう。途中道之助と改名する。七月九日に到着、一三日に幕府老中へ養子願いを出して受理され、翌一四日に政美的逝去を届け出た。そして二日三田永隆寺に葬る。閏八月三日には遺領相違なく道之助に賜る旨のお墨付きが下付され、相続劇は終わつた。

この結末に基づく左京体制打破の動きは、道之助が養子に決定して間もなくから始まる。第一弾は左京の弟仙石左兵衛が年寄陣から追われたことである。五〇石減知三〇〇石とされ、城代席に任じられた。席とは実權の伴わぬ名目上の地位である。七月九日には左京の懐刀であつた宇野孫太夫・甚助父子が江戸屋敷勤めを命じられた。九月の人事異動において横山弥惣左衛門・梶田武内が役所勤務を解かれた。左京によつて

貞ふ心古松

政美

写真 316 仙石政美書跡
(八鹿町 小出格氏蔵)

勘定吟味役に任じられた者はことごとく国もとの役所から遠ざけられてしまつたわけである。

更に一二月九日、仙石造酒は大幅な人事異動を発令し、役所機構をもとに返すことを宣言した。すなわち郡奉行の勘定奉行兼任を解いて元方勘定奉行を復活させ、勘定吟味役を廃止した。勘定吟味役に吸収された取締頭取の地位も復活した。桜井良蔵は日記に、「すべて内蔵允（久賢）殿の時のとおりに相成るなり、大いなる転法なり」と記している。そしていよいよ翌一八二五年（文政八）二月九日、仙石左京が、「今般御大老職とどこおりなく御赦免あそばさる。これまで出精相勤め候に付き御大老上席、年頭・五節句・月次出仕見計らい退出致され候よう」と命じられる。藩政に関与できない地位に祭り上げられてしまつた。ここに左京体制打倒は一応完成する。

仙石造酒の復古体制 その上で仙石造酒は更に自派体制強化に努める。一つは荒木玄蕃の処遇である。造酒は玄蕃とともに勝手方がかりを担当し、左京体制打倒を推進してきたのであるが、役所機構をもとに返すことを宣言する六日前の一二月三日、玄蕃を勝手方がかりから退ける。玄蕃の人柄については仙石久道も気にかけていたようであるし、造酒もついに彼は頼りにできないと判断したのであろう。

そして一八二五年（文政八）三月に青木与惣と磯野源太左衛門を年寄陣に加え、与惣を勝手方がかりの相役とする。源太左衛門は妻が造酒の妹、養子六郎次は造酒の二男であった。八月には青木与惣を江戸詰めに任じ、入れ代わりに造酒の長男仙石主計を出石へ帰して勝手方がかりの相役とする。更に翌年六月には荒木玄蕃を江戸詰めとし、酒勾清兵衛を帰した。國もとの年寄五人のうち岩田静馬を除くほか四人は造酒の身内の者ばかりとなつた。なお造酒の実弟原市郎右衛門は一八二二年（文政五）以来勝手方がかり用人であった。

造酒政治の基本姿勢は、質素儉約を励行し、出費を誘発する商業活動の展開を抑制、農業生産を重んじるというのであつた。それが端的に表れているのが、一八二四年（文政七）一二月二日に発した儉約令である。出石の町方に対しても、高持ちは中には土地を貸し自らは耕作しない者がいるが、必ず自分で耕作し、分限に応じて牛を飼え。本町六町以外の端町の者の魚・鳥などの商いを禁ずる。端町の者の中に近ごろ店商いをする者が現れているが、明和以降に始めた者は止めるよう取り計らえ、などと命じている。村方に対しては、領内で旅宿・茶屋・小間物店を開いてもよい村は指定し、それ以外の村ではこれらを営むことを禁止する。また村々において小商いを営んでいる者は、一八二五年（文政八）七月以降には停止することなどを命じている。

産物会所機能の停止 以上に述べた基本姿勢にのつとつて、産物会所の生糸集荷問屋機能も一八二五年（文政八）には停止したものである。

産物会所の生糸集荷については、発足と同時に種々の抵抗が現れていた。一八二三年（文政五）の仕法では、対象が糸と挙げてあることを理由に「繭はよいのだ」といつて、繭売買は無鑑札のまま続行したり、一家で一枚の鑑札を受け、家族員が二人、三人と買い集めに回る例もあった。一八二三年（文政六）五月にはこれらの者の存在を叱つたうえ、鑑札を持徹底させるため二つの改正を行つた。一つは鑑札交付を毎年行うようにした。五月に鑑札改めを行つて前年の鑑札は返上させ、同年の希望者に改めて新鑑札を交付するようにした。いま一つは交付事務所の分散である。同年からは産物会所に代わって各大庄屋所が鑑札を交付するようになつた。大庄屋は管内の仲買人の中から鑑札行司を選び、彼らに交付業務をつかさどらせた。



写真317 高柳村御用帳
(八鹿町中央公民館蔵)

二年目以降の鑑札行司に指名されたもようである。同年養父郡伊豆組の鑑札行司一人のうち、高柳村の者四人については同村に残る「御用帳」に、前年に鑑札交付を受けた者として名前が載つてゐるのである。

この改正でもなお鑑札不所持のまま糸買いをしたり、鑑札所持者となつても産物会所へ糸を出さない者があつた。また生産農家は、仲買商人が運上を理由に買いたたくので無鑑札者へ抜け売りしようとした。一八二四年（文政七）五月にはこれらの行為を不届きと叱り、糸どきには村々へ小役人を派遣して摘發する。また次の三つの点を改めると令している。

第一は村々の「糸繭出来高」と鑑札商人へ売り渡した「糸高」の報告を、庄屋へ義務づけたことである。それまでは販売糸高のみの報告を求めていたのであるが、この年からは糸繭出来高報告も義務づけたため、出荷と生産の両面からの掌握を通じて、間接的購買独占の完ぺきを期そうとした意図が読みとれる。第二は鑑札運上を引き下げる無鑑札の一掃を図つたことである。触れ書きに、運上が高額過ぎて仲買いをやめた小商人もあると聞いてゐるので、今年からは銀五両に下げるといつてゐる。銀一両は銀四丂七分に相当する。当時の糸一〇〇匁の農家販売価格はおよそ銀二四丂であった。すると鑑札料はほぼ生糸一〇〇匁に相当して

希望者は大庄屋あてに交付を申請し、行司に鑑札料を納めると、引き替えに行司から鑑札が手渡された。一八二三年（文政六）養父郡高柳村の「御用帳」の記載から推すと、前年、すなわち初めての年に鑑札商人になつた者が、

いたことが分かる。第三は領外のみで糸買いを行つて領内商人にも鑑札所持を命じたことである。彼らの存在が無鑑札者を温存させる一因と判断したからである。

こうして出石藩は生糸間接専売の実を上げるために、生糸仲買鑑札制の完全実施に鋭意努力したのであるが、迫りくる銀札危機に産物会所発行の産物札が拍車をかける結果となり、復古体制が確立した一八二五年（文政八）を機に、造酒政権はついに産物会所の機能を停止したようである。

産物札発行停止、正銀札に統一
産物札発行停止、このころ出石藩の銀札は引き替え停止つまり兌換不能寸前にあつた。窮乏財政のため準備銀にまで手をつけて蓄積量を減少させたうえ、銀札発行量は膨張していたからである。

『御用部屋日記』一八二五年（文政八）正月二九日の条に記されている「去年以来新銀札御加印出来高」の札数でもって銀高を計算してみると、九一三貫七一六匁余となる。一八一七年（文化二四）に幕府へ届け出た時の銀札総高は七二〇貫匁であった。加印新銀札高はこれより多い。ほかに産物札・銀札切手がある。総高はかなりの額に上ったことだろう。何か対策を講じなければ兌換不能から銀札信用が失墜^{しつち}し、騒動を引き起さないと限らない。

取りあえずの策として藩は封札を思いついた。封札とは市場に出回つてゐる銀札の一部を回収して封印し、一時流通を凍結してしまうことである。その分だけ銀札量が減少し、引き替え要求の圧力も軽減、信用回復に役立つからである。しかしこれには利子を保障しなければならない。一八二五年（文政八）一月に藩が封札を命じた時に、その預かり人に指定されたのは、出石町方と山之中組では、出石の米屋治郎左衛門・鍋屋惣兵衛、出石郡下郷は平尾源太夫・同源蔵、養父郡は広谷村長沢庄左衛門・同村又二郎、大屋谷は夏梅村三郎



写真 318 鍋屋惣兵衛跡（現町立史料館付近）

兵衛、氣多郡は長沢太左衛門、美含郡は久代勘助であった。この人たちが藩に代わって利子を支払う。大庄屋・名主はその保証人になるというのであつた。

このとき領民が要望したことの一部に次のような箇条がある。

一、御利足月老虎（一ペーセント）成し下されたく候事

一、銀札にて、郡々にて、札高割仰せ付けられ候事

一、新札・產物札、此後新たに御差し出し成られ候義、御無用成し下さ

れ候様願い上げ奉り候

一、金銀売買仕り候者、並に他所銀札通用仕り候義、御厳重に御差し留

め仰せ付けられ成し下され候事

一、開封限月並びに締め札（封札のこと）何月迄と申す義、仰せ付けられ成し下され候事

（「文政六年諸事控」平尾源太夫家文書）

全額でどれほどが封札とされたかは分からない。また実際に封札が実施されたかについても疑問が残る。

案文に似た形式の文書が平尾家に一通残っているだけで、『御用部屋日記』には記載がないからである。ただしこの種の経済施策については同日記に記されていない場合がよくあるので、記されていないことをもつて直ちに企画倒れになつたとまでは断定できない。平尾源太夫が同年二月に下郷村々に発した預かり証文の案文によると、「然る上は月老虎の御利足当暮相違無く相渡し申すべく候、もつとも来る戌（文政九年）二月

限り封札御差し下げ仰せ談ぜられ候、すなわち相違無く返済及ぶべく候」と記している。封札は一か年限りとすることであった。

それがたとい企画倒れになつていても、この時の封札は当時の銀札事情を理解するに有力な手掛かりを残してくれた。それは前掲の一箇条、新札・産物札はもうこれ以上発行してくれるなということである。特に産物札に問題があつたようである。

産物札の信用度はどうしても低かった。新規の札だからである。そこで一八二三年（文政六）六月には一日と一八日の二回にわたつて通用促進令が出ている。更に一〇月二九日にも「産物会所より差し出し候銀札、近年何となく通用よろしからざる趣相聞き候、右は銀札同様引き替えなど致し候義に付き、心得違い無く通用致すべく候」と触れるありさまであつた。

産物札はかなり期待してよいはずの札である。担保物件としての生糸を入手した上で発行する仕組みであるから、準備銀の形成に、銀札の場合のような領民に拠出を依頼するという面倒な過程を経なくとも可能だつたからである。しかしその運営は余りに安易に過ぎたようである。産物札を発行して入手した生糸は、丹後のちりめん業者へは正銀をもつて販売したから、藩は資金なしでも生糸問屋が經營できたわけであるが、その正銀のうち準備銀として積み立ておかなければならない分までも財政に消費してしまつたのだろう。その結果、産物札が藩札膨張の元凶となつたらしい。そこで領民らは、これ以上の産物札発行は差し止めて欲しいと願つたのであつた。

これにこたえて造酒政権は、一八二五年（文政八）五月の生糸買い入れ時期を迎えて、「産物会所より差し

出し候切手札、近來まぎらわしき札これ有るの趣相聞き候に付き、近々銀札に引き替え相渡すべく候」と触れ、五月一四日にこれを実施する。この日引き揚げられた産物札は二五八貫八六六匁、その準備のため新たに摺り立てられた銀札は六三五貫匁であった。前にも述べたように、造酒の政策は商業の展開を抑え、農業を重んじるという重農主義的であった。その姿勢から推して造酒は産物会所の經營には消極的であったと考えられる。何よりも産物会所は仙石左京が創始した目玉商品的政策であった。その否定によつて造酒路線をいつそう明確にしたいという思いもあつたであろう。産物札の正銀札への統一時点をもつて産物会所は完全に機能を停止したとみられる。以後『御用部屋日記』、村々に残る「御用帳」などからも生糸強制集荷に関する記載はぶつかりと姿を消す。

銀札相場の下落始まる　出石藩ではこのほかに一八一九年（文政二）から発行を始めた銀札小切手がある。それも加えると銀札量は相当な額になるはずである。すでに札場での銀札と正銀との兌換は停止状態であつた。豊岡町鳥井忠左衛門の「公私之日記」一八二五年（文政八）五月二日の条に、「此方様（豊岡藩）・出石様とも御勝手不如意に付き銀札多分お出し成られ、御引き替え一向これ無く候」と記してある。これが災いして豊岡藩では七月二九日に、金銀売買の者、産物会所など三九軒ほどが打ちこわしに遭つてゐる。出石藩でも早急に対策を施さねば同じような騒動が起る可能性は強い。そこで九月一二日、領内の名主・大庄屋・御用達ら四九人を城中へ召し寄せ、札場立て直し計画を発表し、協力を要請した。穴見谷を含めた出石町域からの出席者は次の人たちであった。

名主 小左衛門・惣左衛門・茂兵衛・才助・半左衛門・六郎兵衛

大庄屋 宮内村市郎右衛門・鳥居村新兵衛・三木

村岡右衛門・日野辺村又右衛門

御用達 米屋治郎左衛門・鍋屋惣兵衛・茜屋善左

衛門・森尾村源太夫・同村源蔵・口小野

村彦左衛門

要請の要旨は、大坂御用商人七人から札場引き替
え銀を借り入れしようと思う。ついてはその交渉が

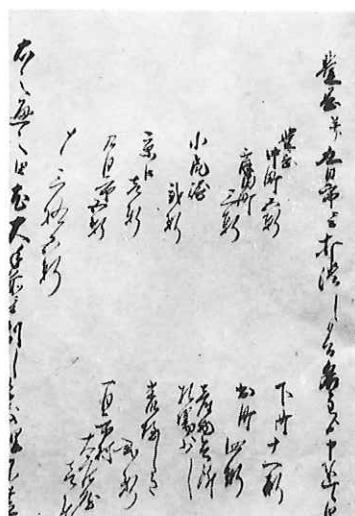


写真 319 豊岡驛動の記録
(『御用部屋日記』)

成立するため、名主・大庄屋らは銀三〇〇匁がけ
六〇人講を一〇組組み立てて、返済用銀を準備してもらいたい。領内御用達ら一二人はその講の保証人となること。また大坂商人との交渉の場に出席し、得心してくれるよう品よく執り成して欲しい。交渉が成立するか否かは御用達らお前たちの取り計らい如何にかかる。そしてこのたび借り入れする銀は、藩の勝手方へはいささかも流用しない。更にお前たち御用達らから借りていて、翌々年から三〇か年賦で返す約束をしている銀、並びにこのたび大坂へ送ってくれる銀に対しては、本年から収納米の内より七〇〇〇石ずつを割いて返済に充てる、というのであった。なお御用達ら一二人は一人ずつ当番をつくって順番に札場に詰め、引き替え業務に携わる。引き替えた銀札は札場役人へ差し出す。役人はそれを焼却することと命じている。大坂銀主から借銀して銀札総量を減らすということが、このたびの措置の主眼であったことが分かる。

大坂商人の代表鎌屋六兵衛と笛屋勘左衛門が、ほか五人の店の手代と共に出石へやつてきたのは九月二十五

日のことであった。いよいよ交渉は始まつたわけであるが、話は難航したようである。一八二一年（文政四）一月に融通を受けた五万両の返済が完了しておらず、むしろ利子分がたまつて借銀は増加していたからである。ちなみに一八二六年（文政九）二月一日に集計した覚書を見ると、鑑屋龍三郎が五四〇貫匁、平野屋作兵衛二五七貫匁、升屋小右衛門六〇〇貫匁、鎌屋六兵衛五〇〇貫匁、嶋屋市五郎二〇三貫匁、雜喉屋おえい於榮八〇三貫匁、笛屋勘左衛門六七〇貫匁、計三五七三貫匁であつた。金に換算して五万四九七〇両余になる。返済条件は年利息二朱（二パーセント）一〇か年賦、驚くほどの低利である（「諸事控」文政六レ一〇年、平尾源太夫家文書）。大坂商人たちが新融資を拒もうとした気持ちが理解できよう。それでも彼らは全く拒みとおすことはできなかつた。この覚書に「新借」として、「一銀五百貫匁利月八朱（〇・八パーセント）、一銀五百貫匁右同断、一銀三百貫匁米貨」の三項が加えられている。この銀は札場手当銀としてではなく、藩の勝手方に流用する分として借り受けているように見受けられる。「こげつき」の分と合わせると四八七三貫（金七万四九七〇両余）となるわけだが、表100（七八三ページ）出石藩の負債において、この額はそつくり「大坂御館入七軒」よりの借銀の中に含まれているからである。

有効な対策が確立できないままに日は過ぎていつた。この間にも銀札価値の下落はいつそう進む。一八二五年（文政八）は年末になって全国的に銀相場の下落が起り、一二月一〇日ごろには金一両に対して銀七四、五匁（普通は六五匁前後）になつた。これに影響されて銀札相場が急速に下落したのである。銀歩は五月ごろからだいたい四割五分であつた（豊岡市鳥井家文書）。正銀一〇〇匁に対し銀札一四五匁に両替えされるという意味である。それが年末押し詰まつたころになると、およそ六割になつた（「文政八年田畠預口帳」養父郡米里村米田

喜太夫家文書）。一八二六年（文政九）になると更に下落が続き、七月ごろになると、「出石仙石越前守様・豊岡京極加賀守様御勝手向き不手繩りに付き、両侯銀札引き替えこれ無きに付き、正銀壱匁には札貳匁七分替え申し候、依て國中混雜なる事なり（養父郡米里村「御神頭帳」）」というありさまとなつた。實に銀歩は一七割という下落ぶりである。

**同役の感情がもつ
れ造酒政權崩壊** この情勢に造酒政權もついに懸案の決断に迫られた。上げ米の実施である。この件について

荒木玄蕃が異論をもち、執政陣の間の意見調整に手間どつていたためではないか。そして一八二六年（文政九）初頭、荒木玄蕃を江戸詰め、酒勾清兵衛を國もとへ帰すとの人事異動を発令、六月にその交代が実現すると、待ちかまえていたかのように、七月五日、上げ米割合と実施期日を発表した。予定期間は同年暮れから三か年間、上げ米率は知行取りの場合、一七〇〇石が五割、一五〇〇石が四割九分と順次繰り下がり、平均三割六分五厘、知行取りの上げ米総額は三五〇〇石余であった。一八二一年（文政四）の場合より少ない。切り米取り、扶持人も割合をもつて借り上げられた。同時に厳しい僕約令が発せられる。

ようやく藩士たちも経済的負担を引き受けたという動きを見せてきて、名主・大庄屋たちは安心したのだろう。領内村々の村割りと富農の負担でもつて銀二四五貫匁の札場積み銀を準備した。これに応じて大坂商人らも銀札引き替え保証を承諾、銀札引き替え再開の準備は整つた。

こんな折も折、思いもけぬ事件がもち上がり、造酒政權はもろくも内部から崩壊する。
磯野源太左衛門と弘道館講師桜井良藏とは、かねてからそりが合わなかつた。源太左衛門は年寄に就任し



写真320 桜井良藏屋敷跡（材木区）

て一年ほど後の一八二六年（文政九）五月、月番となつて執務した。この折、弘道館講師に付属していた幽蘭舎という塾の廃止を決定し、また良藏の邸地の一画を割いて一邸を建て、増田右源太を住まわせた。こんなことから二人の対立は更に深まつていた。

たまたま八月四日、弘道館会読の帰りに、仙石造酒・酒勾清兵衛・岩田静馬・仙石主計らは良藏宅に立ち寄り、書齋の窓から見える右源太邸を望みながら、「あれが右源太門か」「座敷か」などと話をはずませた。この声が聞こえて右源太は心穏やかならず、しばらく後にこの旨を源太左衛門に告げた。すると彼は、

「おのれにつくき良藏め、造酒・清兵衛を抱き込み、グルになつてわしを蹴落とそうとたくらみおる」

と烈火のように怒り半狂乱となつた。それまでにも弘道館運営に関して、造酒・清兵衛は良藏の側に立つて源太左衛門をないがしろにしていると、源太左衛門は理解していた件が二、三あつたからたまらない。切腹するの、出石を立ち去るのと言つて、全く狂氣のような逆上ぶりを示したのであつた。このうわさはたちまち町中に広がつた。良藏が対来閣（良藏宅の離れ）で酒食を振る舞い、造酒・清兵衛に源太左衛門を蹴落とすたくらみを頼み込んだ、というのがもっぱらの風評であつた。この時、源太左衛門の短気な性格を利用し、仙石左京がひそかにけしかけたらしい、と後に良藏は日記に記している。

この事件の結果、九月二七日、次の処分が言い渡された。「同役の不和」ということで、仙石造酒・酒勾清兵衛・磯野源太左衛門ら三人は年寄罷免、桜井良藏は隠居蟄居、清兵衛の息子酒勾薰(後に彦三と改名)は弘道館締役罷免、良藏の息子桜井一太郎は弘道館勤務罷免、家督一人扶持となり馬廻り組から小姓組へ格落ちされた。造酒の身内は仙石主計一人を残して一挙に三人も執政陣から姿を消してしまったのである。自らの身内の失態によって導き出した結末であるから造酒の受けた衝撃は大きかった。処分を受けてわずか半月ほど後の一〇月一五日、造酒は死んだ。六〇歳であった。弘道館文学の部は事実上閉鎖となつた。

左京再登場、主計札 それから間もない一〇月二五日、仙石左京へ対し、「折々出仕、御政事向大要の処相場立て直し策継続

心得申すべき事」との特命が下る。再び大老職の職権を振るうことのできる地位に復帰した。同時に大森登・山村貢・青木弾右衛門が年寄の列に加えられた。山村貢はそれまで西御殿すなわち老公久道の側用人(そばよひどん)であった。

勝手方がかりは引き続き仙石主計が担当した。問題が山積みしている時であるから、相役を任せられたいと願つたが、左京は聞き入れなかつた。二人になるとかえつて意見の分かれることがあつて円滑を欠く、といふのが理由であつた。当時主計は三六歳、左京より三歳若かつた、主計は造酒政権下に勝手方関係に任用された役人たちの協力を受け、さきに策定した計画に従つてその実現を図つた。

藩士からの上げ米は借銀返済に充てるにした。郡奉行太田忠兵衛ら三人は、出石町分を除く郡中大庄屋一〇人へあてて、出石郡下郷二五〇石、山の中二五〇石、養父・気多・美含郡へそれぞれ一〇〇〇石ずつ計三五〇〇石の米を、毎年収納米の内から割いて返済に充てる旨の覚書を一八二六年(文政九)一月に手渡

表 99 旧札1貫匁に対する新札引き渡し高率算定基礎

引き替え仮定年次(1)	札1貫匁のうち當年引き替えるに充てる旧札高	正銀1匁に対する旧札高(仮定時価相場)	正銀引き渡し高(新札高)
文政9年	匁 400	匁分 2.2	匁 181.815
文政10年	150	2.0	75.000
文政11年	150	1.9	78.947
文政12年	150	1.8	83.333
文政13年	150	1.7	88.235
計	1,000	平均 (2) 1.9711	507.330

注: (1) 旧札は5か年に分けて引き替えると仮定する。

(2) この相場(引き替え率)をもって、文政10年なればまでにはとんど引き替えは終わる。

した。そして一月二日から銀札を全部引き揚げ、色変わりの新札に替える作業に入った。すなわち「古札九割七歩老厘三をもつて引き替え、古銀札流通止まる(養父郡米里村「御神頭帳」)のである。この割合の意味は、旧銀札一九七匁一分三厘をもつて新銀札一〇〇匁に引き替えられる、ということである。

このような計算上面倒な数値となつた引き替え割合の算定基礎は表99に示した。旧銀札一貫匁について四〇〇匁は文政九年に正銀と引き替える。残り六〇〇匁は文政一〇年以降四か年間にわたり一五〇匁ずつ正銀に引き替える。以上のように仮定して、その引き替え割合は、正銀1匁に対し第一年目が旧札二・二匁、第二年目が二匁、以後一割ずつ高めて第五年目は一匁七分とする。この割合をもつて第一年目分の旧札四〇〇匁に対する正銀を計算すると、一八一匁八分一厘五毛となる。同様にして第二年目以降分を算出して合計すると、三二五匁五分一厘五毛となる。両者を合計した数値をもつて一〇〇〇匁(一貫匁)を除すると、正銀一にに対する旧札の割合が出てくる。すなわち一九七一となるのである。九割七分一厘一と表現できる。最後の桁の数値がわずかに異なっているが、これはわずかながらも手数料といった意味があったのではなかろうか。最低時の旧札相場は正銀一匁に対し二



写真 321 川原百合合

匁七分であった。この割合をもつて引き替えると新銀札量は約三分の一になってしまふ。これでは不満が高じて混乱の起る可能性もあつただろう。救済を考慮して以上の算定基礎を採用したものと思う。それでもこの措置によつて手持ちの銀札量は半減した。銀札安定の安堵感と、やり場のない不満感とが入り混じつた領民たちの複雑な気持ちが想像できよう。

引き替えのため、まず一匁札が一八二六年（文政九）一二月に村々から引き上げられた。旧一匁札の引き替え最終日限は郡ごとに異なり、最後の美含郡が一八二七年（文政二〇）一月二十五日であつた。次いで一月に五匁・五分・三分・一分の旧札の引き上げが始まり、三月晦日日限の氣多郡を最後に以上の旧札の流通は止まつた。一〇匁札だけはなおしばらく流通する。このように「拾匁札ばかり

相残居り候得共、古札・新札歩合不定候に付」（文政五年宝来講控）養父郡米村米田喜太夫家文書、村では種々の不都合なことが生じたもようである。

旧札は焼却処分された。一八二七年（文政二〇）一月一六日に、一〇匁札三万一〇〇〇枚、五匁札六万七〇〇〇枚、一匁札五万五〇〇〇枚、銀高七〇〇匁分が百合川原において焼かれた。一〇匁札はまだ回収が始まつてない時期の焼却であるから、この時の札は札場に貯蔵してあつた分ではないか。四月八日に一〇〇匁・四分の切手札二万九〇〇一枚、五匁札二万枚、五匁產物札二枚、翌日五匁札九万枚、五分札一万枚が焼却された。以上はすべて回収銀札であつただろう。

なお残っていた一〇匁札は、同年九月二十五日から二九日までの期間中に、札場において新札と引き替えられた。

年貢直渡しの融資 組挫折し主計失脚 以上の荒療治を経て銀札引き直し、つまり銀札相場を正銀同等の価値にまで回復させることはできた。しかしそれは領民たちの大きな犠牲によつて成し遂げられたものである

から、領民は藩勝手方に對し強い不信感ないしは警戒心を抱かずにはいなかつただろう。その感情をいつそ深める施策を更に重ねる。一八二七年（文政一〇）三月二九日、月番年寄仙石主計は領内外の御用達ならびに領民に対し、借銀元利とも向こう五か年間返済を停止する旨を令達する。養父郡米里村「御神頭帳」に、「出石侯いよいよ不手繩りに付き、自他とも御借金残らずおことわり、一統難済」と記してある。

その令達書の中に、「其上御用達の内へ格外の御用向き御頼み仰せ付けられ、すべて厳敷御省略筋相立てられ候に付き、此段一統恐察仕まつり」協力するようとに触れている。この格外の御用向きとは、近国御用達らに対する融資組織の編成依頼である。大坂商人からはすでに莫大な額の融資を受けているから、当座の運用資金はいきおい近國ならびに領内の御用達に頼るほかはない。勝手方がかり年寄仙石主計はその可能性を二、三人の御用達に打診してみた。おそらく彼らは藩の年貢米は全部直接村から商人らの融資組へ納めるよう改められたなら、融資に応じる仲間ができるだろうと答えたに違いない。そこで一八二七年（文政一〇）三月一日に領外の御用達小西与右衛門（丹後添宮村）・西村治右衛門（養父郡八鹿村）と、領内の御用達上田吉郎右衛門（出石八木町）・長沢太左衛門（氣多郡新村）・平尾源蔵（出石郡森尾村）・児島八郎右衛門（養父郡養父市場村）・長沢庄左衛門（養父郡広谷村）・平尾源太夫（出石郡森尾村）・山田治郎兵衛（美含郡一日市村）らを城内

に召し寄せ、年貢収納米その他全貢租の直渡しを条件に、藩勝手方に必要な金額を月々にわたって調達する融資組の編成を依頼した。この席には仙石左京はじめ全重役が出席して挨拶し、仙石主計が主担者として依頼の趣旨を述べた。

その後、前記御用達らは融資組編成をめぐって種々協議した。けれども結局意見の調整がつかず、融資を断つてきた。藩の権威は大きく失墜した。執政陣にとっては、まさに恥辱と断するほどの衝撃ではなかつたか。年貢収納米の直渡し条件は、形式的には封建権威の根幹である貢租徵収權を、いつとき譲渡するほどの意味をもつてゐる。そこまで膝を屈しながら、なお商人たちに断られたのである。その責めを負つて五月九日、仙石主計は他の勝手方がかり役人ともども辞任願いを出した。待ちかまえていたかのように、五月一七日に処分が発令された。

仙石主計に対しては、「御勝手方取り計らい不行き届きの儀これ有り、御役願いの趣容易ならざる事に候得ども、おぼし召しあらせられ候に付き願いのとおり御役御免、百石減知」と申し渡された。家督は一一〇〇石となり年寄を罷免されたのである。勝手方がかり用人服部弥兵衛・竹村丹解、郡奉行勝手方がかり稻垣源五左衛門、勘定奉行堀源太夫・竹村次郎右衛門、取締頭取重田甚五兵衛・芦沢信蔵・井上藤兵衛らもそれぞれ職を免じられた。いずれも役所機構を旧制に復した時、仙石造酒によつて登用された者たちである。以上の人事は造酒路線の決定的否定を意味する。

勘定所に勤務し、引請役を担当していた河野瀬兵衛もこの時に処分された。彼は六月一四日隠居蟄居申し付けられ、家督三〇俵四人扶持は弟新太郎に譲らされた。後に左京が反対派の罪状を説明するために幕府諸



写真 322 河野瀬兵衛をまつる
越智神社（水上区）

役人へ配った「手続書」に、瀬兵衛に關しては、勝手方を「主計引き請けのみぎり、勝手向き取り乱れ罷り在り候に付き、借財方取り計らいの為、京・大坂等へも差し出し候處、いささかの義も出来申し上げず、不届きの義とも多分にこれ有り候に付き、隠居蟄居申し付け候」と記してある。

彼は一八二五年（文政八）九月の人事異動において、勝手方に登用され、引請役に就任した。この役は御藏四人、渡し

方八人、番方三人（文政八年正月『御用部屋日記』）から構成され、河野瀬兵衛・閔口助らは渡し方であった。借銀交渉担当の係りであったとみられる。両名はよく京都・大坂へ出張しているのである。その際、瀬兵衛は持ち前の性格を發揮して大坂商人たちを怒らせることがあったのだろう。特にこのたびの融資組編成に当たって大坂商人たちを離反させる原因をつくったのかもしれない。そのため、彼だけ特別重い処分を受けたのだろう。

次いで七月二日、頼みに応じなかつた領内の御用達らも処分された。上田吉郎右衛門は苗字帶刀・下付米を取り上げられ、追し込めのうえ家財道具・諸帳簿封印、謹慎。平尾源蔵・児島八郎右衛門・長沢太左衛門の三人は御用達の資格を失い、大庄屋格・苗字を取り上げられ、追し込めのうえ謹慎申し付けられた。山田次郎兵衛・平尾源太夫・長沢庄左衛門は「その沙汰に及ばず」といつて許された。処分理由は、「軽からざる御規定書など頂戴願い、その意に任せられながら」、依頼に応じなかつたためである。「軽からざる御規定

書」とは年貢米直渡しを決めた文書であろう。

仙石左京・岩田静馬・大森登・山村貢・青木弾右衛門もこの文書に連印した。このため破談になつた時、この五人も差し控え伺いを出しているのである。

追し込め赦免は吉郎右衛門が七月八日、八郎右衛門が七月一二日、家財道具封印赦免は源藏・吉郎右衛門が一八二八年（文政二）正月一九日であつた。他の者たちもこの前後であつただろう。

面扶持始まる 仙石主計が去つて四日後の五月二一日、勝手方がかりには岩田静馬・青木弾右衛門・山村貢の三人が就く。なおこの年、静馬は二〇〇石加恩されて八〇〇石となる。五月二三日には江戸詰めとなつていた宇野父子に帰参が命じられ、六月三日に宇野甚助は藏元締席勘定所詰め勘定奉行差添に任じられた。同じ席・職に五月二十五日に関口齡助が任じられている。齡助は一八二三年（文政二）に左京が勝手方がかり頭取を退いたときの人事異動において、甚助と入れ代わりに勘定吟味役に就任したものである。

造酒の在職中には引請役として河野瀬兵衛とともにしばしば京都・大坂へ出張したことについては前に述べた。そのころの仕事ぶりを見て左京は彼を見込んだのであらう。引き続き勝手方に登用したのである。

このころの藩財政は、まとまつた融資は得られず、全くお手上げの状態であった。そこで六月一一日、仙石左京はじめ年寄一同は、「御宛行あが、差し上げ、しばらくのうち面扶持成し下され候」よう願書を出す。面扶持とは家族の人数に応じて与える扶持である。一人扶持は現米一石八斗、五人家族ならその五倍である。禄の高低を問わず、ただ家族員の露命を繋ぐだけの禄米支給であった。このような厳しい上げ米は、一七〇八九年（宝永五・六）に一度実施されたことがある。仙石政房の指揮によつた。左京は同家の祖で藩主の地位

を継いだ政房の決断にならおうと決意したのである。藩士一同も執政陣にならって面扶持願いを出す。これを聞き入れるという形で、六月二六日に面扶持令が発せられた。実施は同年冬からである。

ところで、侍たちはそれぞれの家の私的・公的労働に従事する下人すなわち奉公人を召し抱えてきた。その給料は禄米でまかなってきた。面扶持になるとそれができなくなる。そこで面扶持令を発した日、「御家中下人扶持割合」を発表し、禄高別に召し抱えの基準人数と扶持の削減率を決めた。たとえば一七〇〇石の場合、基準人数は四一人で、その三割減の二八人七歩に一人扶持ずつ計五一石六六〇合与えると決めた。だいたい下人召し抱えの基準人数は四〇石に一人の割合で、削減率は四〇〇石以上が三割、三〇〇石以下が二割、その中間が二割五分というところであった。これによつて面扶持になると各家の奉公人の維持はどうなるのか、といった疑問は解けてくるだろう。

同時に厳しい省略令も発せられた。内容の一部を見ると、藩主は幼年で入部はもっと先になるから、それまで対面所の広間・表玄関は閉めきること。京都屋敷も閉鎖する。城・対面所・諸役所の修理は屋根だけにとどめること。諸役所・西御殿の経費は減少させる。土岐兵庫（藩主久利の兄政賢）やその姫たちの召し使いの数を減らす。久道の生活費もきり縮める。「すべて御好みの品御無用に遊ばざる」などであつた。



写真 323 出石藩京屋敷跡付近（京都市）

第5章 近世の出石

表 100 出石藩負債 1827年(文政10) 9月15日現在

銀額		項目
借 銀	貫 5,103,348.37	大坂御館入り7軒・4家共御借財高
	120	京都口御講銀借共
	263	同御名目銀口々
	1,300	江戸御借銀(金2万両)
	629,048.93	近国御借入
	1,961,833.70	地向御借入
	111	御代官口
	123,763.77	5か年賦・10か年賦口
銀	1,109,873.49	30か年賦口他所地向共
	92	札場2歩方
小計	10,813,868.26	
準備銀	貫 800	去冬古札引き揚げ手当銀
	500	当益前より新札引き替え手当
	350ほど	古札書き替え札引き替え手当
小計	1,650	
借銀	貫 250ほど	当6月より御才覚銀口々
計	12,713,868.26	
米23,785石ほど	当御収納の内御借財御引き当てに相成 居候	

注：4家とは支族、仙石久抵・仙石久大・仙石政寿・仙石政峯を指す。いずれも旗本である。

当御収納の内御借財御引き当てになっている分といふのは上記借銀額のいづれかの引き当てに當てられているものと解する。

これほどの厳しさに耐えねばならない状況を納得させるため、九月一五日、左京は家中に藩の借銀総額を公表した。銀札準備銀を除いた借銀は金に換算して一萬両でため息をつい七万両余になる。六

これによつて侍たちの出仕の日数もかなり削減されることになった。そして浮き出た暇な日を利用して、「調物自身相弁じ候義これ有るべし」、すなわち畠仕事や家事労働など、それまで下人に任せていました仕事を自ら手がけることにもなつた。そんな時は深編笠の着用苦しからずと令している。当然町方から出ていた奉公人がたくさん解雇された。失業者が増え、商品は売れず、出石の町は不景気に緊迫した空気のただよう日々であつたに違ひない。

でここまで膨張した。同年秋に収納する年貢米の七割はすでに銀主へ渡す約束になっていたほどであるから、同年端境期に支給する城米はもはや無く、七月からは買い入れによつて賄わなければならない状態であった。これの立て直しについて考えのある者は文書にしたためて明後一七日に出仕し、提出せよ、との文書が添えられていた。関口鈴助は意見書を出した一人である。それが認められたのであろう。一〇月二一日の人事異動において勘定奉行に任じられ、勘役中八〇石が給されることになった。同じ日、金沢半蔵・恵嶺又左衛門・宇野甚助が勘定奉行に、横山弥惣左衛門が勘定奉行同様に心得るようとの添え書を寄せられて、勘定奉行差添に任じられた。左京政権の財政を実務面において担当する顔ぶれである。なかでも宇野甚助と関口鈴助には勘定所詰めが指定され、後にはこの二人が交互のように京都・大坂へ出張し、銀主との交渉に当たるようになる。もっとも能吏として期待されていた人物であつたのだろう。

再び活性化す

翌一八二八年（文政二）六月に荒木玄蕃が出石へ呼び戻され、二一日に年寄を罷免された。

る左京路線

玄蕃は前年末に上野御靈屋普請手伝いの出石藩総奉行を命じられたのであるが、その費用として国もとから送った金を自身が遊興に用いた借銀の穴埋めに充てたといふのである。これから二年後には、借銀返済とどこおりのため玄蕃は江戸商人から訴訟を起こされているところをみると、このことは事実だつたようである。同様の罪によつて江戸詰め用人原市郎右衛門が呼び戻され、八月一六日、三〇石減知のうえ免職された。この両名の退陣によつて、造酒派は完全に執政陣から姿を消したわけである。

自派の体制が完ぺきとなつたところで、左京は面扶持に統く新政策実施に乗り出した。第一は一八二九年（文政二）九月一五日発令の二つの改革である。

その一つは諸役所経費の勘定所一括支払いの制を復活したことである。勘定奉行は役所ごとに年間経費の予算を役所と協議して定め、それを月割りにして記帳しておく。商人は役所の奥書きを得た請求書を勘定所へ提出し支払いを受ける。その際勘定奉行は、ある役所の支出が止むを得ずその月の予算より超過したなら翌月を抑えさせることなどして、払い過ぎのないよう管理することと命じられている。

いま一つは郡中へ対する定免制施行の宣言である。定免とは過去数年あるいは一〇数年の取り米を平均して、一定年間の租率とすることがある。これに対する方法を検見取りといい、毎年作柄を検査して収穫量を査定し、その年の年貢高を決定する。出石藩では一七九一年(寛政三)から一〇か年間を定免としていたが、その後は検見願いが多く、実質的には検見取りとなっていた。そこで、この日改めて一七九一年の触れ書きを確認し、そのままの文面を各村々へ回したのであった。定免の狙いは増徴にあつた。このためその反応が翌年にはたちまち一揆となつて現れる。それについては後に述べることとし、引き続き施行される改革の具体策を挙げることにする。

一八三〇年(文政一三)には商業統制に取りかかる。これには銀札発行が関係していると思われるので、さきに、それについて述べておこう。



写真 324 荒木玄蕃(帶刀)墓(吉祥寺)

銀札発行に関して造酒は縮少策を推進したが、左京はむしろ膨張策推進者であった。このためであろう。融資組編成挫折によって仙石主計が退陣させられたとき、同時に免職された勘定奉行と取締頭取ら五人が、「去る冬封札の取り扱いふつつかの至り」と叱られ、謹慎をも命じられているのである。銀札半減策を強行した措置そのものが気に入らなかつたのではないか。

その後、左京政権は再び膨張政策に転じる。一八二八年（文政一二）五月二二日に、銀札加印のため徒士組から毎日五人ずつ勘定所へ出仕せよ。用人・郡奉行・勘定奉行は朝夕ここを見回ること、と命じられる。注目すべきはこのときの発令態度である。「御加印と申し候得ば御^{たいぞう}大造相成り候に付、表立っては仰せ付けられず」とある。ひそかに加印業務を行いたいとの意向である。銀札相場の動搖を恐れていたものと思われる。このような膨張策を取りながら銀札相場の安定をはかるという一見矛盾した政策を両立させるためにとられた方策とみられるのが、一八三〇年（文政一三）八月二一日発令の「諸商売物値段方支配」の設置である。郡奉行岩田丹太夫、勘定奉行金沢半蔵・関口鶴助の三人が任じられている。狙いは物価引き下げである。「値段下げの儀度々申し談じ候得共、其御趣意も行き届き難き」に付き、この設置となつた。この日、町奉行は町方名主へ対し、町内で商売を行つてゐる者の名を書き上げて報告すること、名前を申告された者は後日呼び出しに応じて役所へ出頭し、町手代・名主立ち会いのもとに、商品値段に関して値段方支配の指図を受けることを命じた。

そして一二月一日には値段抑制の具体例を示す。たとえば酒は御定法どおりの立値で売ること、油は年に四回ずつ近国に聞き合わせその平均をとつて立値とすること、豆腐も同様、質屋は高利をとつてはならぬ。

魚・吳服・小間物など近ごろ高値であるから、仲間うちの統制をもつて抑えることなどを命じた。

この日発令条項の中に、商店数を抑え、その代償としての店役運上復活の令も含まれている。店役運上、米三五石は小出家支配のころには課せられていたが、宝永年中（一七〇四—一〇）に用捨となり（「諸色覚書」町立史料館蔵）、以後課せられずにきた。それがこの期に復活されたのである。すなわち端町に属する川原町・七軒町・出町・宗鏡寺町・鑄物師町・小御料庄町・裏町の店は七月限りで閉鎖し、商店は本町筋・六町のみに営業を許す。その代わり本町筋の者は店役運上を負担せよというのである。ただし、わらじ・薬物販売は運上用捨、また酒・豆腐のように立値が定められた商品については、願いによつては運上用捨があり得るし端町においても営業を許可するというのであった。一方、端町に属するため店の閉鎖を余儀なくされた者たちに対しても、農業に立ち返ることを勧め、そのため願うならば、農具の手当が下されるから町方支配の者は心得ておけと命じている。

僕約をすすめ、農業に立ち返らせるなどは造酒の政策とかわるところはない。けれども特権商人をつくり出し、彼らに運上を要求するというやり方は造酒にはなかつた。左京政権は藩財政好転に役立つ方策を求めて模索していた、とみることができよう。この姿勢から産物会所生糸問屋の復活は魅力ある懸案だったに違いない。けれども前回の失敗のあと、財政窮乏に基づく藩政の動搖が続き、産物会所生糸問屋の後始末にとりかかることができず、いきおいその復活がままならなかつたものと思われる。ようやく後始末に着手したとみられる『御用部屋日記』の記事は、一八三五年（天保六）五月五日発令の人事である。用人宇野甚助、郡奉行兼元方勘定奉行岩田丹太夫、勘定奉行関口鯨助・山本耕兵衛（宇野甚助実弟）という左京政権下もつとも

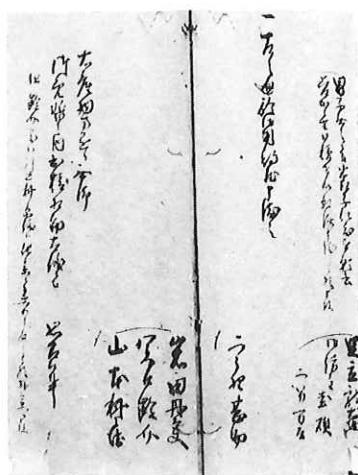


写真 325 産物方懸り御免の記事
（『御用部屋日記』）

後任には勘定奉行乗竹彌・間中連の二人が任じられた。両名は產物方貸付銀を勘定奉行から受け取り、產物会所規定にのっとって貸し付けを取り計らうように、運営について不明な点があれば前任者へ尋ねるようとにと命じられている。おそらく生糸を質に銀札貸し付けが行われたのであろう。しかしその本格的な運営が軌道に乗るまでに、お家騒動発覚のため再び挫折する。後に本格的復活を実現するのは関口齡助であるが、それについては次の「減知後の出石藩政」の項で述べることにし、ここでは、左京政権は產物会所復活を決して断念していたのではなかったことを指摘するにとどめよう。そして話題を再び一八三〇年（文政一二）へ引き戻すことにする。

凶年の減免拒否に 以上に述べたように、一八二九年（文政一二）から三〇年にかけて、村方に対する定免農民一揆起ころによる貢租の増徴、町方に對しては商業統制に基づく店役運上の復活など、収納増加を目指して藩は高圧姿勢を強めた。特に貢租収納に関しては厳しかった。

前年に発令した定免制施行を補完する意味において、一八三〇年（文政一三）八月二一日、次のように命じた。

一、皆無見分の儀、村高拾歩^(分)の一の皆無にこれ無く候ては願い差し出し申す間敷くはずのところ、近來心得違い拾歩の一に相成り候よう取り持え相願い候村方も相聞き、如何敷事候、見分の出役も右等のところに心得もこれ有るべく候間、以來、右体心得違いこれ無き様、下分に申し談ずべき事

一、曲尺相の義は豊凶平均の義に候得ども、格外の凶作にて平均曲尺相立ち難き程の年柄にも候得ば、見分願いの儀も余儀無き筋もこれ有るべき哉に候得ども、是以て容易に相願うべき道理にこれ無く、別て田方上・中・下の差別無く、下免の地所に宣き田の曲尺相を負わせ、別方等相願い候村方も相聞き、不都束の事候間、かねて仰せ出だされ候とおり田方に免割り厳重に取り計らい、豊凶平均の曲尺相の儀相心得、免割り正道に取り計らい申すべき事

〔『御用部屋日記』読み下し文〕

いくらかでも多くの減免をかち取ろうとする農民たちのさまざまな抵抗の一端を、ここにみることができよう。それを封じさせようと執政陣が躍起になつて郡奉行の奮起を促している。その意図を貫徹するために、同年から検見に立ち会う役人の陣容を強化した。すなわち「皆無見分の儀、これまで免定頭・地方役罷り出

で候ところ、御趣意これ有るに付き」、郡奉行・郡目付・免定頭・地方役・代官・平勘定が各一人ずつ出張するよう命じた。年貢収納の最高責任者である郡奉行が直々に検見に臨むことになったのである。更に彼らの活動を監視するために、表目付一人が立ち会うことも命じられた。

皆無見分とは無田・無脇願いを出した田の検見のことである。定免制施行を決めた第一年目ということもあつたからだろうか、執政陣は大変高姿勢である。たとい皆無見分願いを出してきても、それは抑え込んでしまえとまでいいたいところだったのだろう。九月一日に再び地方役人らに厳達している。すなわち皆無見分に出郷した際、一日見分を終えると、免定頭・地方役は減免の可否・程度について互いに相談しあわづ、自分の考え方のみに従つてそれを文書にしたため、その夜郡奉行へ提出すること、郡奉行は免定頭・地方役の意見を参考にし、「厚評を遂げて」減免高を決定せよ。村への決定通告は免定頭・地方役・代官の三者立ち会いのもとに見え、などであった。

「下郷の苦惱」の項で述べたように、一八三〇年（文政十三）には七月一八日（陽曆換算八月二四日）に出来があつて、下郷一帯では稻が一昼夜水に浸り、特に晩稻に被害が大きかつた。そこで九月に入ると中ごろまで下郷村々はこぞつて皆無見分願いを出した。山之中組の桐野組も同様である。養父郡米里村「御神頭帳」にも、同年は「凶作にて米七拾三、四匁」と記してある。

これに対し藩は九月一五日に、「当年は風水の故障もこれ無きに付、豊凶平均の曲尺相も相立ち難き程の年柄にもこれ有る間敷く哉に候」と断じ、ただし「見分相願い候村方は余儀無き事これ有るべく候間、格別入念嚴重に見分を遂げ、曲尺相の上納相成り難き訳、得斗相糾し申し達しこれ有るべく候」と令達しているの

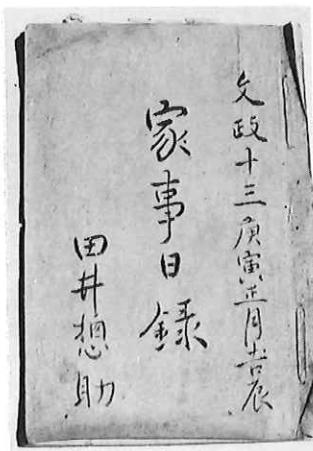


写真 326 一揆の記録「家事日録」
(豊岡市 田井和男氏蔵)

である。検見の結果はおおよそ見当がつこう。この姿勢に圧倒されたのであろう。桐野組は九月一一日に願いを取り下された。下郷は退かない。

九月二六日に検見役人が下郷に出役してきた。総勢五二人という多人数である。かつてない規模の回村に、驚きの表情を田井家「家事日録」はのぞかせている。一行は二七日香住村に宿泊した。検見の結果、村々の減免要求はことごとく却下された。その後、村々は対策を協議し願いを繰り返すこととした。一月二八日には香住村田井惣助が下郷両組から頼まれ出町した。彼は一二月一一日にも出町している。貢納は滞った。その村々の組頭・百姓代のうちの一人ずつが、一三日には代官に呼び出され、厳しく完納の督促を受けた。たまりかねて農民たちは強訴に立ち上がった。

一二月一五日の真夜八ツ時(午前二時)ごろ、宮内村前あたりの往還筋に人々がぞくぞく集まってきた。そしてここから各村へ伝令が飛び、「御年貢方の儀に付き多勢集まっているので、一五歳以上の男子はこぞつて出頭されたい」というのであった。香住村田井惣助の「家事日録」によると、香住村にも次々と伝令が訪れ、「早く出向いて来なければそれぞれ御見舞い申すぞ」という。朝になって少人数を出した。「これでは少ない」と苦情申しかけられ、おいおい人数を繰り出した。この日、下郷三〇か村から集まつた群衆は宮内村から水上村へかけての往還筋にたむろしたまま夜を迎えた。この間、



写真327 現在の川原町口

代官から内意を受けて庄屋らが、庄屋を通じて願い出たなら、願いの筋は聞き届けられるから、引き取るようにと説得して回ったが、聞き入れなかつた。そして夜半には出石の川原町口まで押し出した。

このようすに、藩では弓鉄砲頭堀新九郎・小倉武兵衛に、弓一〇張、鉄砲二〇挺、棒一〇本を装備した足軽隊三隊、長柄奉行岩少兵衛に長柄（槍）一〇筋を持った足軽隊一隊を率いさせ待機する。指揮者の侍らは騎馬、ほかに目付・平士など四人の侍も騎馬で参加する。

一方、郡奉行は勘定所に詰め、代官小林捨蔵と大室与右衛門の二人に、川原町口まで押し寄せた群衆に、何の願い筋があつて罷り出たか相紹すようと出張を命じる。二人は騎馬で群衆の面前に躍り出た。その勢いに恐れをなし群衆はいつ間に逃げ散つた。それを追つて代官らは嶋村のあたりで逃げ遅れた一〇人ほどを捕らえた。田井家「家事日録」には「足柔逃残候もの両組にて六人」と記している。その夜彼らを出石へ連れ帰つて郷宿に預け、一六日に白洲で尋問、一七日には帰村を許す。これと併行して一六日には村々へ捜索の手が入り、森尾村では午後四時ごろ村中が集められ吟味を受けた（『諸事文言控』平尾源太夫家文書）。翌日も穿ざくが続き、結局一村から一人ずつが召し捕

られ、出石の溜まり牢に入れられた。二〇日に白洲で尋問があつて宮内組の者はすべて故障なく帰村が許され、福居村・伊豆村が一人ずつ、大谷村二人に牢入りが命じられて裁判は終わった。入牢者は翌一八三一年（天保二）四月一日には赦免を受け帰村する。比較的軽い処分であった。

軽い処分の理由と面扶持の経過 それは何故か。藩は財政上あくまで完納を望んでいたので、無理を承知で減免要求を却下したのだろう。そのために起こつた一揆である。だからといって処分しないわけにはいかない。一方、庄屋らにとっては自分の村から被処分者の出ることはしのびがたい。そこで庄屋らが間に入つて調停したのだろう。裁許が決まるまでに、下郷両組の未納分一〇八〇石余は、御用達江原村義右衛門と養父郡上網場村太兵衛引き請けで上納されることが決まった。この額は下郷全貢租高のおよそ一七パーセントに当たる。未納分は二人に借米して完納することとなつたわけである。このことを条件に、庄屋たちが寛容な処分を執り成したと考えるのである。

藩の執政陣にとつても領民には無理強いを重ねているという気持ちがあつたのだろう。その罪滅ぼしといふところか。面扶持継続中という苦しい財政事情のもとにありながら、一揆から二日後の一二月一七日付で、出石町方の八〇歳以上の長寿者三七人に對し、米一俵ずつを祝儀として支給する旨を町奉行が令している。村方に対しても郡奉行が一二月二七日付で、二一人に対し町方に対すると同様の趣旨を発表している。

そして一二月二一日には、来年も面扶持を実施すると令する。面扶持は一八二八年（文政一）と一八二九年に実施され、一八三〇年も同様であったが、一八二九年末になつてようやく大坂商人たちの態度が軟化し、御用商人の中に融資に応じてくれる者が出てきたので、その金でもつて一八三〇年の上げ米は返済するとい

う形をとり、形式的には同年は面扶持ではなかつたということにした。しかし支給額は本知上げ米一石当たり七匁といふ當時の米相場の一割ほどの小額であつた。ちなみに一八二九年（文政一二）末の米相場は石当たり銀六三匁程度であった。形ばかりの返済である。

前述したように一八三〇年には翌年も面扶持実施と発令するのであるが、同時に上げ米一石当たり三〇匁を三月・七月・九月・一二月の四回に分けて支給する旨発表した。大坂御用商人のうち、前年度にはまだ融資に応じてくれなかつた者も、この年は融資を承諾してくれたからである。この借銀交渉を成功させたのは宇野甚助であつたと、仙石左京は後に隠居願いの中で述べている。こうして一八三一年（天保二）には、その前年に比べ返済が増額されたから藩士の生活はやや楽になつた。なお小頭以下（足軽・中間）の上げ米は一八年には用捨となつた。

一八三二年（天保三）も面扶持であつた。小頭以下も一八二九年まで同様の割合をもつて借り上げられた。ただし心付けとして侍には米一俵二斗ずつ、小頭以下には米一俵ずつが支給された。前年より厳しい生活である。この年の初頭、正月一六日に、

荒木玄蕃・仙石主計・酒勾清兵衛・原市郎右衛門の四人が、西御殿の老公久道に、仙石左京の政治を非難して上書を提出了した。そして六日後にはこの四人はすべて減知のうえ隠居を命じられ



写真 328 仙石久道画「鶴」
(武田好弘氏蔵)

る。これが世にいわれる仙石騒動のきっかけとなつた。当時の左京には、事件がそこまで進展しようとは夢にも考えられなかつたことであろうが、この上書事件で面扶持は限界に来たと判断したのであろう。一八三三年（天保四）から満額支給に返す。

文化末～文政期の歳出の変遷 以上のように文政期の出石藩においては、「文政の改革」と呼ぶにふさわしい種々の重商主義的政策を展開しようとする仙石左京に対し、それを阻み旧来の路線を踏襲しようとする仙石造酒派が対立し、緊張に満ちた藩政が展開された。結局は仙石左京が主導権を握り、改革路線を推し進めたのであるが、その改革において貫して目指していたことの一つは、諸役所経費の削減であつた。それがどの程度成就したかについて、統計数字の面から概観しておこう。

本項を叙述するにあたつて史料として用いたのは『御用部屋日記』であるが、これは月番年寄が月ごとに一冊ずつにまとめて記入した執務日記である。仙石政美が襲封した翌年の一八一五年（文化一二）正月から始まっている。この日記には七月の盆前と一二月の歳末の二回にわたつて歳出の総括が記入されている。欠除している年もあるが、だいたいそろつている。それを集計して表101をつくつた。月割りとは経常費、不時とは臨時費を表しているものと思う。

最初の年、一八一五年には際立つて歳出が多い。仙石久道の隠居所西御殿の建築、仙石政美の入部に伴う費用がかさんだためであろう。翌年からは半減するが、それでも文化年間は多い。その後始末が文政期に回されたのであろう。

文政期に入つて歳出は大きく減少する。六万両という借金がようやく家中に意識され始めた結果であろう。

第4節 近世後期の出石

であろう。

には文化末年の半分となる。次いで一八二六年には極端に少なくなる。これは銀札価値半減措置の結果表現である。同年七月一二日に締め括られている上半期の締め高は、銀札一〇二貫七三五匁余（内月割り六一貫〇六匁、不時四一貫七一九匁）であった。ところが同年一二月末に締め括った歳出総額は六一貫六〇一匁となつて、一年間分が上半期分より少ないという奇妙な結果になつている。年間歳出総額を総括するにあたつて、旧札で支払った分についても新札価値にひき直して計上したためであろう。ともあれ、このころはどん底といつてよいほどの厳しい財政事情にあつたから、一八二七年（文政一〇）、一八二八年と歳出は少なかつたのである。

表101 文政・天保期における歳出総括

西暦	(年号)	総額	内訳	
			月割り	不時
1815	(文化12)	559,062		
16	(13)	249,638	貫匁 167,881	貫匁 81,757
17	(14)	237,623	164,031	73,592
18	(文政元)	161,710		
19	(2)	159,568		
1820	(3)	158,815	93,876	64,939
21	(4)	142,511	95,172	47,339
22	(5)	141,495	105,242	36,253
24	(7)	133,371		
25	(8)	125,124	86,432	38,692
26	(9)	61,601	43,112	18,489
28	(11)	91,247		
29	(12)	125,535	86,038	39,497
1830	(天保元)	163,306	131,824	31,482
31	(2)	186,579	128,783	57,796
32	(3)	140,218	111,303	28,915
33	(4)	179,876	120,878	58,998
34	(5)	201,345	116,196	85,149
35	(6)	166,432	99,681	66,751
38	(9)	91,337	57,687	33,650
39	(10)	100,050	86,300	13,750
1840	(11)	121,090		
41	(12)	111,065	66,078	44,987
42	(13)	72,042	44,201	27,841
43	(14)	123,880	67,003	56,877

史料:『御用部屋日記』町立史料館蔵

注:月割りは経常費、不時は臨時費

仙石左京が
緊縮体制を
敷いていた
（文政四）か
ら更に減り、
仙石造酒に
引き継がれ
て一八二五
年（文政八）

しかし一八二九年（文政一二）から回復しはじめ、天保年間に入ると文政初期の水準を上回るようになる。極端に抑えられてきた修繕費がかさむようになってきたこともあるが、お家騒動の進行が増加の一因となつたのであろう。

仙石騒動の発覚 仙石家のお家騒動、いわゆる仙石騒動については古くから講談に、芝居にと、よく取り上げられてきたので、経過を詳述した諸書は多い。ただしそのほとんどは、忠臣河野瀬兵衛が身を賭して、お家乗っ取りを図る悪家老仙石左京の悪事をあばいて覆滅の道を開き、お家を救つたと叙述されている。ところが、本書に述べてきたように、ことはそんなに忠・不忠で律しきれるような性質のものではなく、窮乏財政立て直しをめぐる重臣家の主導権争いであったことが明らかとなつた。そこでこの観点から、更にその後の経過も洗い直してみる必要はあるが、天保期の経過そのものについては、既刊の諸書とあまり大きくは変わらない。また比較的民衆の生活とかかわるところは少なく、紙数の関係もあるので、本書では、そこはごく簡略にとどめることにした。他書を参照されたい。



写真 329 河野瀬兵衛墓（本高寺）

荒木玄蕃ら重臣四家による久道への上書は、せんざくの結果、河野瀬兵衛の画策によるところが大きいとみなされ、瀬兵衛は一八三二年（天保三）六月一日に追放を申し付けられた。ふんまんやる方ない瀬兵衛は仙石支族へ提出する上書を携え、江戸へ向

かった。そこで神谷転と意氣投合し、転を通じて上書を支族へ手渡した。それには仙石左京がお家乗つ取りの意図を包藏して反対派を弾圧し、おごりの生活をほいままにしている旨記してあつた。仙石丹波守家の養子に入り支族の一人となつていった実子仙石久大からこれを知られた久道の室常真院は、驚いて国もとの久道のもとに上書一件を知らせ、ことの真否をただしてきた。そして瀬兵衛らの行動を知った左京は常真院らに対する説得の使いを江戸へ送るとともに、神谷転・河野瀬兵衛逮捕の手続きをめぐらせた。転はいち早く出奔して行方をくらませた。瀬兵衛は生野に潜伏していた。そこで一八三三年（天保四）一二月二五日、天領である生野に踏み込んで瀬兵衛を捕らえ、駕籠に乗せ、病人を連れ出すと偽って番所を通過しようとしたが、さるぐわがゆるんだ瀬兵衛の大聲でこれが失敗し、しばらく銀山町外の宿屋にとどめさせられた。左京の息子小太郎の妻は老中筆頭松平康任の姪であったところから、その手づるを頼つて康任に働きかけ、四か月余の後、瀬兵衛の身柄を引き取ることに成功した。

一方、友鷺と名乗り、虚無僧となつて上総国（千葉県）三黒村松見寺の看守におさまっていた神谷転は、一八三五年（天保六）四月二一日、江戸町奉行筒井政憲配下の手によつて捕らえられた。すぐにも出石藩へ引き渡されるところであつたが、虚無僧寺の本山一月寺が僧籍の者を町奉行所が逮捕したといつて怒り、寺社奉行を動かしたので両奉行所の対立となり、転の身柄引き取りは延びに延びた。この間の成り行きを憂慮して、出石では一八三五年（天保六）六月七日に河野瀬兵衛を処刑した。その怨靈が乗りうつったかのように、その後一月寺役僧愛璗が猛烈に寺社奉行へ働きかけ、遂に仙石家の内紛を公裁の場へ持ち込むことに成功した。

この成功の陰には閣老間の政争があつた。老中筆頭松平康任に対する同僚の水野忠邦は、康任の失脚をひ

表102 幕府裁決の人名

裁 決	役 職・続 柄	氏 名	年齢
獄 死	老 寄	仙石左京	49歳
門 罪	年 用	岩田静馬	45
同 島	寄 人	宇野甚助	45
遠 放	見 静	仙石小太郎	21
同 追	習 伴	岩田虎次郎	25
重 放	年 同	杉原官兵衛	68
中 追	同 同	青木弾右衛門	60
同 放	前 年	山田八左衛門	57
輕 追	旗 奉 行	大森 登	79
同 放	方 勘 定 奉 行	岩田丹太夫	51
同 同	勘 定 奉 行	山本耕兵衛	38
中川修理大夫へ預け	物 頭・町 奉 行	恵崎又左衛門	54
阿部能登守へ預け	郡 奉 行	徳永半左衛門	44
	左 京 二 男	仙石正次郎	5
	甚 助 伴	宇野庄之助	14

注：山田八左衛門以外の者の家族は仙石家が出石引き払いを命じた。

確かに望んでいた。ここに康任の関係している君臣の順逆を問う事件が現れたのであるから、これを断罪に追いかねば康任へも累を及ぼすことができると勢いづいただろ。そして九月五日から始まつた公裁において、仙石左京一派は、水野忠邦と組んだ寺社奉行脇坂安童やすたかによつて厳しく裁かれた。一二月九日に裁許結果は公表された。左京は獄門となり、即日処刑され、首は鈴が森刑場にさらされた。死罪の岩田静馬・宇野甚助も同時に処刑された。そのほか断罪された者は表102のとおりであつた。

同日、仙石久利は「家政向き不取り締まり」の理由をもつて、拝領高五万八〇八八石余のうち、二万八〇八八石余が上げ知され、閉門申し付けられた。出石藩の実質高は六万七八八七石であった。このうち実質高三万石を残して他は上げ知されたのであるから、実質的には領知は半分以下になつたわけである。また仙石家の親戚陸奥国白河藩主阿部能登守正暉まさあきら（一〇万石）と豊後国岡藩主中川修理大夫久教ひさきゅう（七万石）の二人に、仙石家の後見が命じられた。

五卷)。



写真 330 仙石左京の獄門首
(伝渡辺華山画・乙未記事より)

更に累は幕府役人にも及び、松平康任は隠居・謹慎を命じられ、代わって藩主となつた嫡子康爵は石見国浜田から陸奥国棚倉へ転封させられた。仙石小太郎妻の父で、松平康任の実弟でもあつた松平主税康震も隠居・謹慎を命じられ、家督はその子軍次郎康済に引き継がれたが、一八三六年(天保七)二月、播磨国佐用郡平福から陸奥国石川郡中畑村へ所替えを命じられた。領知も五〇〇〇石から二五〇〇石へと半減された(『兵庫県史』第一

2 減知後の出石藩政

上げ知村々
決まる

閉門申し付けられた出石城下は、火の気の消えたような陰うつな静寂に包まれた。対面所の表門・裏門はじめ、城への出入り口である大手門・東門・西門は閉めきられ、潜り戸が通用門となつた。侍たちは自宅に謹慎し、外出は禁じられた。町家も大戸をおろし、ひそやかな往来、行商に徹した。

この最中、村方では次々と大庄屋・庄屋らが江戸へ向かつた。出石藩領への残留を嘆願するためである。まづ一八三六年(天保七)三月四日に美含郡訓谷村庄屋善左衛門ら三人が、寺社奉行脇坂安董へ駕籠訴したのを皮切りに、同月一七日・二四日・四月一日・二日・三日と波状的に、老中や寺社・町・勘定の三奉行なら